

庄内町中心市街地活性化後期実施計画

平成21年1月
山形県庄内町

◆目 次◆

第1章 実施計画策定にあたって	1
1 実施計画の目的	1
2 実施計画の期間	1
3 実施計画の背景と位置付け	1
(1) 町の合併	2
(2) 中心市街地活性化法の改正	3
(3) 各種計画	5
(4) その他	10
第2章 基本計画の中間検証	11
1 基本計画の概要	11
2 実施事業の概要	13
3 事業の推進体制	23
4 中心市街地の現状	24
(1) 人口・世帯数	24
(2) 年齢区分別人口・高齢化率	26
(3) 小売業の状況	28
(4) 商店街の店舗数・空き店舗数	30
(5) 山形県買物動向調査	32
5 基本計画に基づく取り組みの評価と今後の課題	33
(1) 事業の進捗状況	33
(2) 事業の推進体制	35
(3) 中心市街地の現状	35
第3章 実施計画の目標と計画事業	36
1 実施計画の目標と重点事業	36
(1) まちなかに人が集まる仕組みづくり	36
(2) 個店の魅力でにぎわう商店街づくり	37
(3) TMOを活かした協働体制づくり	37
2 重点事業の概要	38
3 計画事業の概要	46
4 事業の推進体制	67
(1) 各主体の役割	67
(2) 各主体の協働体制の確立	68
(3) 計画の見直し	69
5 実施計画事業概要図	70
〔資料編〕	72
(1) 庄内町中心市街地活性化推進検討会設置要綱	72
(2) 庄内町中心市街地活性化推進検討会委員等名簿	74

第1章 実施計画策定にあたって

- | |
|------------------|
| 1 実施計画の目的 |
| 2 実施計画の期間 |
| 3 実施計画の背景と位置付け |
| (1) 町の合併 |
| (2) 中心市街地活性化法の改正 |
| (3) 各種計画 |
| (4) その他 |

1 実施計画の目的

平成15年3月、余目町における中心市街地の活性化を図るため、町民、商業者、商工会、関係団体等と連携しながら、快適で安全な市街地の整備改善や、多様化する住民ニーズに応じた商業等の活性化を一体的に推進し、活力あるまちづくりの実現を目指すため、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号。以下、「中心市街地活性化法」という。)に基づき、「**余目町中心市街地活性化基本計画**」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

それを受けて、町・商工会・企業・商工業者及び町民等が出資する第三セクター方式のまちづくり会社「株式会社イグゼあまるめ」が設立され、平成17年3月31日に余目町TMO構想の認定を受け、TMO(※)として中心市街地活性化事業を開始しました。

以降、(株)イグゼあまるめ・商工会・商店会・町等の関係機関が連携して中心市街地活性化に係る様々な事業を展開してきました。

基本計画は、概ね10年を計画期間としており、平成20年度は、基本計画の前半5年を経過し、基本計画の後半に入る年度にあたります。

基本計画策定以降、余目町と立川町が合併して庄内町が誕生し、庄内町総合計画が策定され、さらに中心市街地活性化法が改正されるなど、中心市街地を取り巻く状況も少なからず変化しています。

「**庄内町中心市街地活性化後期実施計画**」(以下、「実施計画」という。)は、中心市街地を取り巻く状況の変化に対応しながら基本計画及び余目町TMO構想に基づく中心市街地活性化事業を一層推進していくため、基本計画の中間点において基本計画の中間検証を行い、中心市街地の現状を踏まえつつ今後実施すべき事業の具体化を図ることを目的に策定します。

※ TMO(Town Management Organization): 中心市街地におけるまちづくりをマネジメント(運営・管理)する機関をいう。

2 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、基本計画の計画期間に基づき、**平成20年度から平成24年度の5年間**とします。

3 実施計画の背景と位置付け

基本計画策定後、中心市街地を取り巻く状況は少なからず変化しています。これらの状況の変化について以下のように対応します。

(1) 町の合併

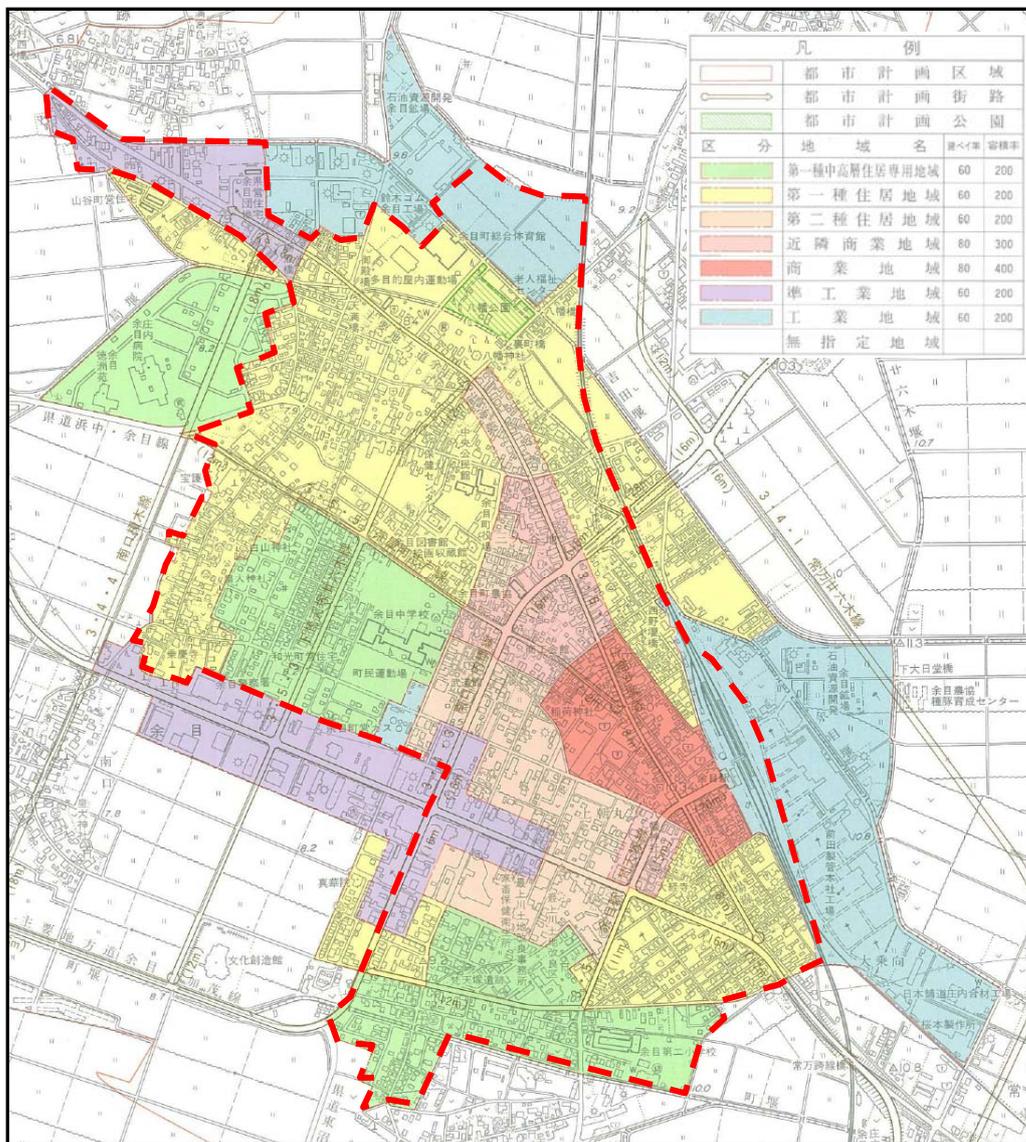
平成17年7月1日に、余目町と立川町の2町が合併し「庄内町」が誕生しました。

基本計画は、旧余目町で策定されたものであるため、実施計画においては、次のように取り扱います。

① 中心市街地の設定

中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）第8条に基づく「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（平成18年9月8日閣議決定）第3章2（1）において、中心市街地は原則として一市町村につき一区域とするとされています。

この考えに準拠して合併後においても、基本計画で設定した区域のみを中心市街地とします。



② 庄内町の中心市街地としての位置づけ

旧余目町の基本計画で設定した中心市街地は、合併により庄内町の中心市街地として位置付けられることとなります。

事業を実施する際は中心市街地を活性化させるとともに庄内町全体の活性化にもつながるように事業を展開していく必要があります。

また、中心市街地の商業を活性化させるための事業については、できる限り他地区を含めた形で事業を展開し、庄内町全体の商業の活性化を図る必要があります。

(2) 中心市街地活性化法の改正

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化法」が、平成18年に改正されました。庄内町においては、現段階では下記イのように対応します。

ア 改正の概要

1.「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

2.基本理念・責務規定の創設

- ・中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ基本理念を創設
- ・国、地方公共団体及び事業者の責務規定を創設

3.国による「選択と集中」の仕組みの導入

- ・中心市街地活性化本部（本部長:内閣総理大臣）の創設
→基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック&レビュー等
- ・基本計画の内閣総理大臣の認定制度
→法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

4.多様な関係者の参画を得た取組の推進

多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化

5.支援措置の大幅な拡充（認定基本計画への深掘り支援）

- ・都市機能の集積促進(※ 法律改正事項)
→暮らし・にぎわい再生事業の創設、まちづくり交付金の拡充
→中心市街地内への事業用資産の買換え特例の創設（所得税・法人税）
→非営利法人を指定対象に加える等中心市街地整備推進機構の拡充(※)
- ・街なか居住の推進
→中心市街地共同住宅供給事業の創設(※)
→街なか居住再生ファンドの拡充

・商業等の活性化

→中心市街地における空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和(※)

→戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の拡充

→商業活性化空き店舗活用事業に対する税制等の拡充

・その他

→公共空地等の管理制度、共通乗車船券の特例の創設 等

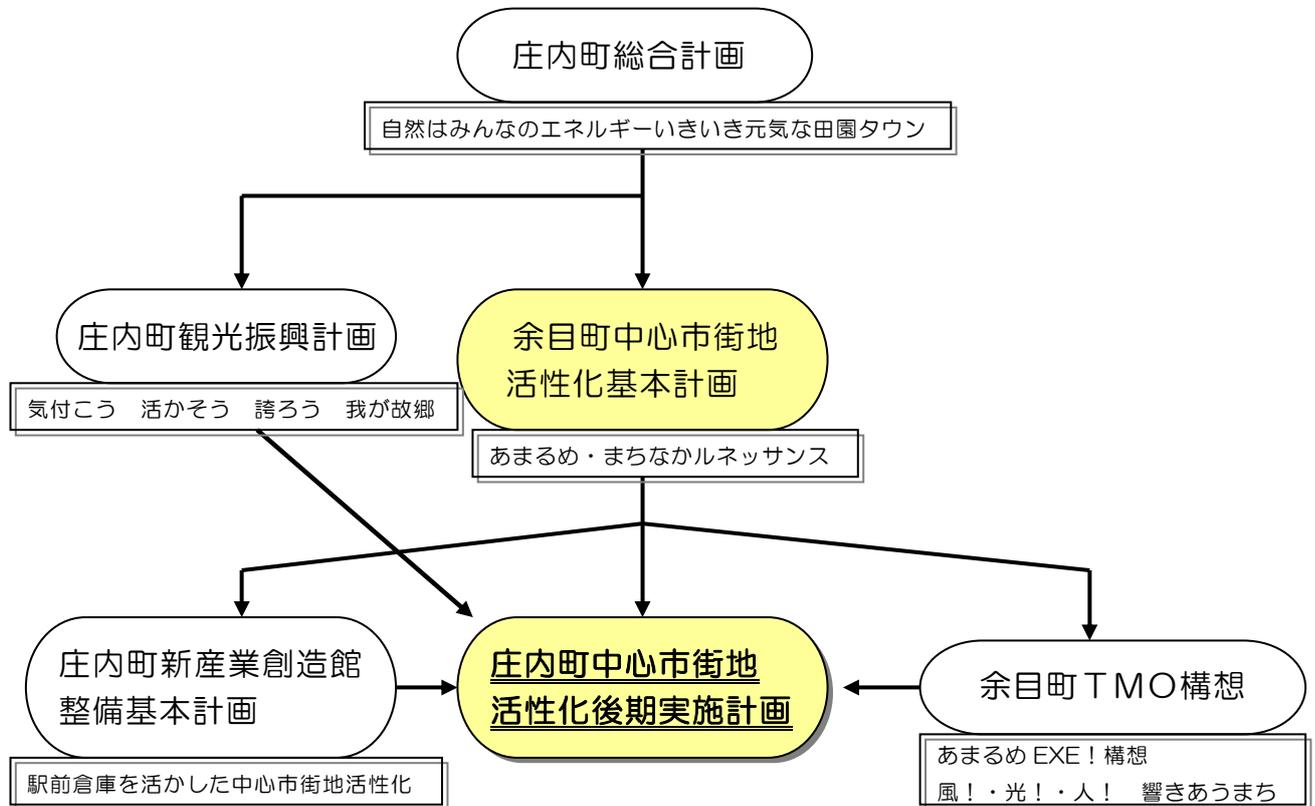
イ 改正法に基づく基本計画策定への対応

1. 余目町中心市街地活性化基本計画及び余目町TMO構想に基づく事業を継続して展開していく必要があります。
2. 改正法に基づく基本計画の総理大臣認定制度、その後の国への報告、変更認定等の手続きは、町による柔軟な事業の展開に馴染みにくい面があります。
3. 改正法に基づく基本計画を策定することによって新たに庄内町において活用できるようになる支援策・特例措置が少ない現状にあります。

以上により、現段階で改正法に基づく基本計画の新規策定に取りかかることは時期尚早であり、現基本計画の計画期間においては、基本計画及び余目町TMO構想に基づいた事業実施を優先します。

(3) 各種計画

基本計画策定後、本町のまちづくりの最上位計画である「庄内町総合計画」や、関連する町の各種計画が策定されました。実施計画においては、これらの計画との整合性を図ります。



ア 庄内町総合計画

本実施計画においては、本町のまちづくりの最上位計画である総合計画の理念・基本方針に沿った事業実施を計画します。総合計画の概要は下記のとおりです。

1. 基本理念と将来像

- これからのまちづくりの主役は、私たち町民と私たちをとりまく自然です。
- 何よりも自然とこの町に住む人たちを大切にしまちづくりをすすめます。
- 町民と行政、企業と各団体がそれぞれに応じた役割と責任をもち、お互いに助け合う参画と協働を基本に、元気で自立した町をつくります。

《将来の町の姿》

私たちが創りあげていく将来の町の姿は

自然はみんなのエネルギーいきいき元気な田園タウン とします。

2. 基本方針

「将来の町の姿」を踏まえ、まちづくり計画の基本方針を次の6点とします。

- 1 緑映え、安心して毎日すごせるまちづくり
- 2 自然を活かし、自然に安らぐまちづくり
- 3 健康な笑顔あふれるまちづくり
- 4 楽しく元気に働けるまちづくり
- 5 生きがいづくり・人づくり、オンリー1のまちづくり
- 6 手を取り合い、夢かなえ住みつづけたいまちづくり

3. 目標指標

基準年次(平成17年):人口	24,677人
世帯	6,756世帯
目標年次(平成27年):人口	22,100人
世帯	6,970世帯

4. 土地利用の方針(抜粋)

2 地域の特色づくり構想

①市街地ゾーン

余目地域ゾーンは、中心市街地活性化基本計画、TMO構想を基本に、立川地域ゾーンと併せ町民生活の利便性に配慮したまちづくりを図ります。

5. 重点プロジェクト

- 1 子供を安心して生み育てられるまちづくりプロジェクト
- 2 高齢者の、とびっきり元気なまちづくりプロジェクト
- 3 農商工が一体となった活気あるまちづくりプロジェクト

6. 主要事業と主な取り組み(抜粋)

- 1章1(2)幹線道路(国・県道)の整備促進
- 1章1(3)生活道路(町道等)の計画的整備・・・都市計画街路事業の推進
- 1章1(5)公共バス事業の充実・・・町営バス利用の推進と運行体制の充実
- 1章5(1)街並み緑化の推進・・・花のまちづくり事業の推進
- 1章5(2)都市公園整備事業の推進・・・新規都市公園の整備計画の策定、整備推進
- 1章5(3)多目的公園整備事業の推進・・・八幡スポーツ公園構想策定と推進
- 2章3(1)資源リサイクル収集施設の整備と活動の支援・・・資源回収推進事業の推進
- 3章2(1)子育て支援プログラムの策定と推進
 - ・・・子育て支援センターの体制整備と機能充実、空き店舗活用子育て支援室の開設

3章2(2)保育園・幼稚園の一元化の推進・・・乳児保育、延長保育等の充実

4章2(3)商業の振興による賑わいづくり

・・・商業活性化事業の推進、商工会青年部・商業振興グループ等の活動支援並びに後継者育成、空き店舗対策と開業支援

4章2(4)中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進

・・・TMOが取り組む各種事業への支援、余目駅前倉庫などを核とした駅前再開発、商工会館の有効活用に向けた周辺整備、地域に愛され魅力ある個店・商店街づくりの促進

4章3(1)観光交流事業の展開・・・観光協会との連携

4章3(2)観光交流拠点の整備・・・庄内観光の交通アクセス拠点としての整備促進

4章3(3)地域資源を活かした観光交流機会の創出

・・・特産品・みやげ品開発の推進と販路拡大、アンテナショップの展開

5章2(2)スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進

・・・八幡スポーツ公園構想の策定と推進

6章1(1)若者定住を促進・支援する施策の充実

・・・公的住宅の整備計画の策定・整備推進、民間宅地開発の支援検討と促進

イ 余目町TMO構想

基本計画に基づき、平成17年3月31日に町から認定を受けた構想です。

これに基づき、まちづくり会社である(株)イグゼあまるめを中心として中心市街地活性化事業が展開されています。

町の総合計画においても主要事業の1つとして「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進(4章2(4))」が挙げられており、今後も本構想の目指す方向性に沿った事業を展開していく必要があります。本構想の概要は下記のとおりです。

1 策定の背景

「余目町中心市街地活性化基本計画」の具現化を図るには、国や山形県の総合的な支援をいただきながら商業等の活性化事業を中心として、本町の中心市街地のまちづくりを推進することが必要となっています。

そのようなことから、活性化に関わる計画等を具体化していくために、TMOが中心となって、町民、商業者、商工会、行政が連携して取り組む事業などをTMO構想としてまとめます。

2 TMO構想のテーマ

TMO構想におけるテーマは余目町TMO構想策定委員会での検討を踏まえて以下のように設定します。



3 TMO構想の目標

EXE！ I 駅周辺再開発促進

- ・ 新駅の整備とともに周辺市街地を一体的に整備し、町と中心市街地のイメージを形成する新たな顔づくりを目指します。
- ・ 駅舎を中心とした範囲を、「広域交通と情報発信ゾーン」「公的施設ゾーン」「商業・飲食・宿泊ゾーン」「緑と花のゾーン」の4つのゾーン（区域）に分け、相互の連携を図り、一体的なまちづくりを目指します。

EXE！ II 米と花のまちづくり

- ・ 全国有数の米や花づくりが盛んである本町の特性を活かし、新たな魅力づくりや、都市と農村の交流などをすすめ、米・花を活かした特産づくり等により、「米のルーツ、米の郷あまるめ」「花のまち」としてのイメージアップを図ります。

EXE！ III 街なかにぎわいづくり

- ・ 商業者相互のコンセンサスを図るとともに、地域住民、新規商業者などと連携し、余目の特性に応じた活力づくりを進め、中心市街地の活性化を目指します。

EXE！ IV まちづくり促進

- ・ 歩道整備や憩いの空間づくり、統一感のある景観づくり等を総合的に進め、地域住民、商業者はもとより、中心市街地を訪れる人だれもが、快適に買物や回遊のできるまちづくりを目指します。

EXE！ V まちの魅力づくり

- ・ 中心市街地では、単に商品を売るだけでなく、町民の活動拠点として、イベントやサービスを充実させ、機能性の高い魅力的なまちづくりを目指します。

ウ 庄内町観光振興計画

本計画は、観光によるまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、平成19年度に策定されました。本計画を踏まえて、実施計画の事業を計画します。計画の概要は下記のとおりです。

1. 計画の基本方針

気付こう 活かそう 誇ろう 我が故郷 ～出会いと交流の町を目指して～

2. 目標指標

基準年次(平成18年):交流人口 30万人

目標年次(平成24年):交流人口 50万人

3. 主要施策

- ・ 地域資源を活かした観光交流機会の創出
- ・ 観光推進体制の整備
- ・ 観光物産交流拠点の整備

4. 重点プログラム

- ・ グリーンツーリズムの推進
- ・ イメージ戦略による情報発信強化
- ・ 観光交流拠点の整備・・・インフォメーションセンターの設置

余目駅周辺にインフォメーションセンターを設置し、庄内地域全般の観光ルートや二次交通機関、宿泊施設、特産品や土産品の情報提供を行います。また、既存施設を利用し、各所に町内情報センターを設置します。

工 庄内町新産業創造館整備基本計画

新堀倉庫を活用し新産業創造館を整備するため、平成19年度策定された計画です。雑品庫部分は整備済みですが、今後整備が予定されている本倉庫部分については、整備内容が未確定です。

整備が開始されている事業であり、実施計画においても、着実に実施すべき事業の一つとして盛り込む必要があります。計画の概要は下記のとおりです。

1. 計画の目的

観光物産交流施設・オフィス空間整備事業
～駅前倉庫を活かした中心市街地活性化～

2. 事業内容

(1)新産業創造館の事業内容

- ①貸オフィスの整備（新堀倉庫雑品庫・本倉庫）←雑品庫部分整備済み
- ②創業支援施設の整備（新堀倉庫本倉庫）
- ③駅周辺駐車場の整備（日通事務所跡地）

(2)観光物産交流施設について

観光振興計画の内容を踏まえて、今後の駅前倉庫での観光への取り組みを具体化していく予定です。

(4) その他

その他、中心市街地を取り巻く環境の変化の主なものとして下記のようなものが挙げられます。

実施計画においては、その変化に対応した事業の具体化を図ります。

ア 高速交通網の整備

現在、日本海沿岸東北自動車道鶴岡 I C－温海 I C間の整備が進められています。また、地域高規格道路新庄酒田道路整備が進んでおり、町内においても整備が進められています。

また、鉄道に関しては、山形新幹線の庄内延伸、羽越本線高速化について関係市町村が一体となって実現に向けて働きかけを行っています。

高速交通網の整備は広域的な交流促進や地域産業の活性化を図るためには、欠かせないものです。中心市街地の活性化を図る上で、こうした高速交通網を活かすという視点も必要になります。

ただし、高規格道路などの高速交通網の整備は、町外への消費流出を増加させる可能性があります。そのため、中心市街地に人が集まる仕組み作りが一層必要となります。

イ 光ファイバーケーブル網の整備

都市との情報格差を解消し、インターネットの利用環境改善や地域産業の活性化を推進するため、平成19年度に光ファイバーケーブル網による情報通信基盤が町内全域に整備されました。

情報化社会の中、町内全域で高速インターネットサービスを利用できるという庄内町の優位性を活かすという視点も必要になります。

ウ 民間主導の事業

中心市街地区域内においては、「四ツ興野地区土地区画整理事業」等、民間事業者による取り組みが進められています。

こうした、民間の活力による取り組みとの連携を図ることも必要です。

第2章 基本計画の中間検証

- 1 基本計画の概要
- 2 実施事業の概要
- 3 事業の推進体制
- 4 中心市街地の現状
 - (1)人口・世帯数
 - (2)年齢区分別人口・高齢化率
 - (3)小売業の状況
 - (4)商店街の店舗数・空き店舗数
 - (5)山形県買物動向調査
- 5 基本計画に基づく取り組みの評価と今後の課題
 - (1)事業の進捗状況
 - (2)事業の推進体制
 - (3)中心市街地の現状

1 基本計画の概要

(基本的な方針)

中心市街地は、古くから商業や医療福祉、行政等の様々な機能が集積し、住民の生活や交流の場となり、また、歴史と風土によって培われてきた伝統や文化を育んできた、文字どおり町の中心であり、町のシンボルとしてイメージを形成してきた空間です。

本町の中心市街地も、定住人口の減少や高齢化、商業活動の停滞、空洞化等の多くの課題を抱えつつも、商業や行政、文化、交流、レクリエーション、交通、居住等の様々な機能が複合している多機能空間であり、わが国有数の米どころという町の特徴を背景に、米倉庫や造り酒屋等の受け継がれてきた歴史資源を有する豊かなエリアです。

このように本町における人々の生活と歴史、文化の中心である中心市街地の再生と創造、活性化を目指し、中心市街地の現況、課題及び住民意向を踏まえて、中心市街地における市街地の整備改善、商業等の活性化を一体的に推進するにあたっての基本的な方針を以下のように設定します。

(テーマ) あまるめ・まちなかルネッサンス

～ふれあいのある、にぎわいのある、

笑顔に出会えるまちの ルネッサンス 創造～

(目標)

- ・ まちの新たな顔づくり
- ・ まちの賑わいと憩いの拠点づくり
- ・ まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり
- ・ まちに住みたくなる環境づくり
- ・ まちで買い物してみたくなる商店街づくり
- ・ まちの特徴を活かしたまちづくり

(計画事業) 48事業

計画事業のうち、事業実施中、事業実施済みの事業は21事業です。

(白抜き文字の事業が実施済み又は実施中の事業)

(平成20年3月31日現在)

目標	計画事業	目標	計画事業
まちの新たな顔づくり	駅周辺再開発整備構想策定事業 (市街地)		駐車場の整備・活用事業(市街地・商業等)
まちの賑わいと憩いの拠点づくり	米倉庫活用事業(市街地・商業等)		公園緑地整備事業(市街地・商業等)
	米倉庫活用運営事業(商業等)		TMO構想策定事業(商業等)
まちな行き、歩いてみたいくなるまちづくり	都市計画道路下梵天塚廿六木線整備事業 (市街地)	まちで買い物してみたいくなる商店街づくり	まちづくり意識啓発事業(商業等)
	都市計画道路茶屋町志戸線整備事業 (市街地)		チャレンジショップ事業(商業等)
	県道余目温海線歩道拡幅工事(市街地)		テナントミックス事業(商業等)
	三人谷地8号線道路改良工事(市街地)		商店街連携イベント事業(商業等)
	県道余目温海線側溝工事(市街地)		あまるめグルメマップ作成事業(商業等)
	県道余目停車場線側溝工事(市街地)		インターネット販売事業(商業等)
	茶屋町志戸線側溝工事(市街地)		お客さま共通サービス充実事業(商業等)
	歩行者空間整備事業(市街地・商業等)		消費者等交流事業(商業等)
	案内板、サイン整備事業(市街地・商業等)		商い体験イベント事業(商業等)
	花のまちづくり事業(商業等)		後継者・起業家育成事業(商業等)
	ストリート愛称事業(商業等)		フィールドワーク連携事業(商業等)
	あまるめ街並み研究事業(商業等)		商店街活性化キャンペーン事業(商業等)
	街並み統一事業(商業等)		地域バス運行事業(商業等)
	統一看板・ネオンサイン等設置事業 (商業等)		一休み茶屋整備事業(商業等)
	まちに住みたくなる環境づくり		八幡スポーツ公園(仮称)整備事業 (市街地)
公園再整備事業(市街地)		まちの特徴を活かしたまちづくり	あまるめ特産品づくり事業(商業等)
新余目堰用水路改修工事(市街地)			観光イベント開催事業(商業等)
町営住宅整備事業(市街地)			環境にやさしい商店街づくり事業(商業等)
まちなか定住促進事業(市街地)		※(市街地)	: 市街地の整備改善のための事業
保育園事業(市街地)		※(商業等)	: 商業等の活性化のための事業
子育て支援センター事業(市街地)			
まちかど塾事業(商業等)			
便利宅配サービス事業(商業等)			
空き店舗等活用保育サービス施設等運営事業(商業等)			

2 実施事業の概要

基本計画に基づき、基本計画策定後に新たに事業を実施した事業の概要は下記のとおりです。(国・県の実施事業は除く。)

○ まちの賑わいと憩いの拠点づくり

基本計画 事業名	米倉庫活用事業
事業実施時の 事業名	庄内町新産業創造館整備事業
実施主体	町
実施年度	平成19年度～
進捗状況	一部完成(新堀農業倉庫雑品庫部分)
事業概要	<p>余目駅前の新堀農業倉庫は、建築後74年という歴史的な建造物です。 この新堀農業倉庫を改造して「貸オフィス」、創業支援施設等として整備することで、創業支援と雇用の拡大を図り中心市街地の活性化に繋げることを目的としています。</p> <p>《整備内容》</p> <p>(1)平成19年度 町内での新規産業の創業及び事業化を支援するため、新堀農業倉庫の一部(雑品庫)をオフィス空間として貸オフィス2室を整備しました。</p> <p>(2)平成20年度以降 引き続き新堀農業倉庫(本倉庫)を、新産業創造館整備基本計画に基づき、貸オフィス等として整備する計画をしています。</p>
評価	<p>すでに整備した貸オフィス2室はIT企業が利用して開業しており、今後の発展が期待されます。</p> <p>また、米の町を象徴する歴史的建造物を利用した新たな取組みとして中心市街地の活性化にも効果が期待できます。</p>



(整備した新産業創造館)

第2章 基本計画の中間検証

今後の課題	<p>本倉庫の改造にあたっては建築基準法等の規制による大改造も想定され事業費も大きくなることが予想されています。</p> <p>また、入居する企業との連携による雇用の確保対策や、観光インフォメーション施設等の駅前開発について観光振興計画との連携も今後の課題となっています。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり

基本計画 事業名	三人谷地8号線道路改良工事
事業実施時の 事業名	三人谷地8号線道路改良工事
実施主体	町
実施年度	平成15年度～平成16年度
進捗状況	完成
事業概要	<p>公共機関及び商店街へ行く際のアクセス道路として、地域住民の利便性を図ることを目的に生活関連道路を整備するものです。</p> <p>《整備内容》 商工会駐車場へ接続するための延伸工事で、各年度の実施内容は下記のとおりです。</p> <p>(1)平成15年度 測量設計業務委託 一式</p> <p>(2)平成16年度 施工延長 L= 27.0m 舗道舗装 A= 116.0 m² 道路側溝 L= 72.0m 用地買収 A=433.02 m² 物件移転補償 一式</p> <div style="text-align: right;">  <p>(整備した三人谷地8号線)</p> </div>
評価	行止り道路を商工会駐車場と接続することにより、地域住民の利便性が向上しました。

第2章 基本計画の中間検証

基本計画 事業名	茶屋町志戸線側溝工事
事業実施時の 事業名	茶屋町志戸線側溝工事
実施主体	町
実施年度	平成14年度～平成19年度
進捗状況	完成
事業概要	<p>地域住民の利便性、交通安全、環境改善を図ることを目的に生活関連道路を整備するものです。</p> <p>事業内容については、平成14年度から平成19年度までの6年間で道路両側の老朽化した現場打ち側溝を2次製品の道路用側溝へ交換しました。</p> <p>《整備内容》</p> <p>総延長はL=795.0mで、各年度の施工延長は下記のとおりです。</p> <p>(1)平成14年度 道路用防音側溝 L= 90.0m</p> <p>(2)平成15年度 道路用防音側溝 L= 81.0m</p> <p>(3)平成16年度 道路用防音側溝 L= 90.0m</p> <p>(4)平成17年度 道路用防音側溝 L=132.5m</p> <p>(5)平成18年度 道路用防音側溝 L=205.9m</p> <p>(6)平成19年度 道路用防音側溝 L=195.6m</p>
評価	<p>老朽化した現場打ち側溝を2次製品の道路用側溝及び防音・軽量の側溝蓋へ交換することにより、地域住民の利便性、歩行者等の安全、環境改善が図られました。</p>



(整備した茶屋町志戸線)

○ まちに住みたくなる環境づくり

基本計画 事業名	町営住宅整備事業	
事業実施時の 事業名	上梵天塚町営住宅整備事業 和光町町営住宅整備事業	
実施主体	町	
実施年度	平成13年度～平成14年度 上梵天塚町営住宅整備事業 平成15年度～平成17年度 和光町町営住宅整備事業	
進捗状況	完成	
事業概要	<p>上梵天塚町営住宅 鉄筋コンクリート3階建て 管理戸数18戸 内訳 Aタイプ：55.8㎡ 6戸 (DK9.7、洋6、和6) Bタイプ：54.4㎡ 12戸 (DK9、和6、和6)</p>  <p style="text-align: center;">上梵天塚町営住宅</p> <p>和光町町営住宅 鉄筋コンクリート4階建て 管理戸数26戸 集会室 内訳 Aタイプ：56.6㎡ 8戸 (LDK、洋6.5、和6) Bタイプ：56.6㎡ 10戸 (LDK、洋5.5、洋5.5) 単身タイプ：43.8㎡ 8戸 (LDK、洋4)</p>  <p style="text-align: center;">和光町町営住宅</p>	
評価	<p>旧表町住宅、旧月屋敷住宅、旧和光町住宅の老朽化に伴う建替事業とあわせ定住対策、あるいは人口増対策として建設されました。建替事業入居者が23戸で、21戸が新規の入居者です。また、本住宅は高齢化対策としてエレベーターの設置や、有効開口の確保、段差の解消に努めた仕様としています。</p>	

第2章 基本計画の中間検証

基本計画 事業名	空き店舗等活用保育サービス施設等運営事業	
事業実施時の 事業名	空き店舗活用子育て支援室試行事業	
実施主体	町	
実施年度	平成18年度～	
進捗状況	継続実施	
事業概要	<p>余目ショッピングモール（アピア）の空き店舗を活用して、子育て相談及び子育てサークル、遊びの教室等への援助を行っています。</p> <p>利用は無料、相談時間 9：00～17：00、開放時間 9：00～12：00 13：00～16：30</p> <p>民間活力の積極的導入の面から、子育て支援室の民営化等を検討しています。</p>	
評価	<p>《平成18年度》 開設日数188日、 延べ利用児童数3,719人、延べ利用大人数3,068人</p> <p>《平成19年度》 開設日数218日、 延べ利用児童数3,376人、延べ利用大人数2,775人</p> <p>空き店舗を利用して子育て支援室を運営することにより、子育て支援のニーズに応えながら、中心市街地の活性化の役割も果たしています。</p>	
今後の課題	<p>今後も子育て支援については一層必要とされていくことが予想されることから、現在常駐の余目子育て支援センター拠点施設の行き先が決定後に、民間団体への委託等による事業継続を検討する必要があります。</p>	

○ まちで買い物してみたくなる商店街づくり

基本計画 事業名	TMO構想策定事業
事業実施時の 事業名	余目町TMO構想等策定事業
実施主体	商工会
実施年度	平成15年度～平成16年度
進捗状況	完成
事業概要	<p>平成15年3月に策定された「余目町中心市街地活性化基本計画」を具体化していくために、余目町TMO構想策定委員会が平成15年10月に設置され、平成16年6月に委員会報告書がとりまとめられました。</p> <p>その報告書をもとに、町・商工会・企業・商工業者及び町民等が出資する第三セクター方式のまちづくり会社「(株)イグゼあまるめ」が平成17年3月28日に設立され、「余目町TMO構想」を町に申請し、町からTMO構想の認定を受けています。</p> <p>以降、(株)イグゼあまるめがTMOとして事業を展開しています。</p>
評価	<p>(株)イグゼあまるめが設立され、TMO構想に基づき、駅構内ショップ「あまるめホットとホーム」による特産品販売、特産品開発とインターネットを活用した特産品販売、一店逸品事業など各種事業を展開しており、町の中心市街地活性化のみならず、町の農業振興、観光振興にも寄与しています。</p>
今後の課題	<p>「余目町TMO構想」の事業の推進については、今後も(株)イグゼあまるめが主体的な役割を果たしていくことが期待されますが、さらなる事業の推進にあたっては、より一層(株)イグゼあまるめ・町・商工会・商店会などの関係機関が一体となって事業に取り組む必要があります。</p>



基本計画 事業名	あまるめグルメマップ作成事業
事業実施時の 事業名	町商業マップ等作成事業(平成16年度) 庄内町飲食店マップ作製事業(平成18年度)
実施主体	町
実施年度	平成16年度・平成18年度

第2章 基本計画の中間検証

進捗状況	完成
事業概要	<p>平成16年度に余目町の飲食店マップ「まあ〜ずたべっちゃ」「まあ〜ずのめっちゃ」を作成しました。</p> <p>また、町の合併後、平成18年度に庄内町飲食店マップを新たに作成し、町内外へ配布しました。</p> <p>また、庄内町飲食店マップホームページを作成し、インターネットを通じて情報を発信しています。</p> <p>「http://www.navishonai.jp/ma~z」</p>
評価	庄内町の飲食店がまとめて紹介されており、庄内町の飲食店の情報発信源として大きな役割を果たしています。
今後の課題	掲載されている情報が平成18年のものであるため、今後、内容を更新して新たに作成する必要があります。



基本計画事業名	インターネット販売事業
事業実施時の事業名	物産販売事業「農産物直販事業」
実施主体	(株)イグゼあまるめ
実施年度	平成17年度～
進捗状況	継続実施中
事業概要	<p>平成17年度に(株)イグゼあまるめのホームページ (http://www.exeamarume.co.jp/) を開設し、会社の事業について情報発信しています。</p> <p>現在、インターネットショップ楽天市場に「庄内なんでも屋」を開設し、庄内の特産品のインターネット通信販売を行っています。</p>
評価	町外への新しい物産販売ルートとして、特産品の売り上げに貢献しています。
今後の課題	<p>イグゼあまるめの主要事業として、今後さらに事業の拡大を目指す必要があります。</p> <p>現在は、インターネットショップ楽天市場のシステムに依存していますが、今後自社管理していくことで、管理費用を抑えることができます。しかしながら、その環境づくりには人的労力が大きいことから、今後その環境・システムづくりに取り組むことができるかが課題となっています。</p>



(ホームページより抜粋)

基本計画 事業名	消費者等交流事業	
事業実施時の 事業名	一店逸品事業	
実施主体	(株)イグゼあまるめ・商工会・町	
実施年度	平成18年度～	
進捗状況	継続実施中	
事業概要	<p>意欲的な若手後継者を中心として、各店ならではの新たな逸品の開発や発掘を行い、個店の商品力の強化を図るとともに後継者のネットワークづくりを進めることを目的としたTMO構想掲載事業です。</p> <p>平成18年度参加店 19店 平成19年度参加店 24店</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーの開催 ・ 逸品研究会での研究 ・ 逸品カタログ・ホームページの作成 ・ 逸品フェアの開催 ・ 消費者交流事業「逸品体験ツアー」 	
評価	<p>参加店は年々増加するとともに、出席率も高く、参加者の取り組み意識の高さがうかがえます。また、取り組みが多くのマスコミに取り上げられ、町外からの来客や新規客が増えたという効果も現れています。</p> <p>また、一店逸品フェア、逸品体験ツアーにより、消費者との交流を深め、入りやすい店づくりにつながっていくことが期待されます。</p>	
今後の課題	<p>個店の魅力を高めることで商店街全体の活性化につなげていくという新しい視点での事業であり、実際に様々な効果が現れつつある事業であるため、今後も継続して事業を実施する必要があります。今後、更なる一店逸品運動の周知と参加店の増加を図ることが課題となっています。</p>	

基本計画 事業名	後継者・起業家育成事業	
事業実施時の 事業名	後継者育成支援事業	
実施主体	商工会青年部	
実施年度	平成19年度～	
進捗状況	継続実施中	
事業概要	<p>経営改善ビフォーアフター事業</p> <p>事業後継者である青年部員の経営に対する意識を高め、若者の視点から町内商工業の問題点をさぐり改善を図ることを目的として、アンケート調査の実施・定例会・研修会などを実施するとともに、青年部及び青年部事業所のPR活動なども行っています。</p>	<p>H19年度制作のパンフレット</p> 
評価	<p>将来の町の商工業を担う青年部員が集い、今後の事業所の経営のあり方などを検討することは、将来の町の商工業の活性化のための大切な取り組みであるといえます。</p>	
今後の課題	<p>事業を通して得た経験・知識を活用していかに経営改善に結びつけるか、さらに今後発生するであろう町内商工業の問題点を先読みして対応策を出していけるかが今後の検討すべき課題です。</p>	

○ まちの特徴を活かしたまちづくり

基本計画 事業名	あまらめ特産品づくり事業	
事業実施時の 事業名	物産販売事業「新規商品開発事業」	
実施主体	(株)イグゼあまらめ	
実施年度	平成17年度～	
進捗状況	継続実施中	
事業概要	<p>(株)イグゼあまらめでは、平成17年度から特産品の新規商品開発の検討を開始し、「スペシャルコシヒカリ」、「スペシャルコシヒカリのお粥」、スペシャルコシヒカリを使ったせんべい「せんべい楽々4人衆」、スペシャルコシヒカリと亀ノ尾を原料とした米焼酎「庄内の雫」といった特産品を使ったオリジナルの商品を開発し、販売しています。</p>	 <p>(庄内の雫)</p>
評価	<p>開発した特産品は、余目駅舎内に展開しているアンテナショップ「あまらめホッとホーム」や各種イベントでの外販、インターネット販売などを通じて、順調に売り上げを伸ばしており、米の町「庄内町」のPRにもつながっています。</p>	
今後の課題	<p>イグゼあまらめの主要事業として、今後さらに事業の拡大を目指す必要があります。</p> <p>庄内町の特産品を今まで以上に全国へ発信できる仕組みづくりと、販路拡大が課題となっています。</p>	

3 事業の推進体制

基本計画に基づき、「余目町TMO構想策定委員会」が、平成16年6月に報告書をまとめました。それに基づき町・商工会・企業・商工業者及び町民等が出資する第三セクター方式のまちづくり会社「株式会社イグゼあまるめ」が平成17年3月28日に設立され、平成17年3月31日に町からTMO構想の認定を受け、以降、町・商工会・商店会等の関係機関と連携しながら、中心市街地活性化にかかる様々な事業を展開しています。

《平成19年度における（株）イグゼあまるめの主な事業》

ア 駅ショップ「あまるめホットホーム」事業

地域における人と物との交流地点として平成17年に余目駅舎内に開店しました。

庄内の特産品、オリジナル商品(楽々せんべい4人衆、米焼酎庄内の雫など)、手づくり商品の販売をしています。

イ 農産物直販事業

年間定期的にふるさとの味を宅配する「でわ庄内野食彩玉手箱」事業やインターネットショップ「庄内なんでも屋」でスペシャルコシヒカリを中心とした農産物等の販売を行っています。また、南三陸町や東京、町内各種イベントでの販売も積極的に進めています。

ウ アクア庄内(温水プール)事業

営業を中止することになった温水プールを改修の上借り受け、平成18年より運営を行い、幼児から年配の方まで700名以上の会員が利用しています。町民の健康づくりと憩いの場として医療講演会やウォーターショーを開催したほか、各種プログラムの充実を図っています。

中心市街地に人を呼び込める施設を維持できたことは、中心市街地の活性化に大きく寄与しているものといえます。

エ 一店逸品事業

意欲的な若手後継者を中心として、各店ならではの新たな逸品の開発や発掘を行い、個店の商品力の強化を図るとともに後継者のネットワークづくりを進めることを目的としたTMO構想掲載事業です。取り組みが多くのマスコミに取り上げられ、町外からの来客や新規客が増えたという効果も現れています。

また、一店逸品フェア、逸品体験ツアーにより、消費者との交流を深め、入りやすい店づくりにつながっていくことが期待されます。

オ 運営受託事業

立谷沢川砂防出張所が管理する「砂防資料館」へ人材を派遣し、地域資源の活用の面から管理等補助業務受託しています。

4 中心市街地の現状

データから見た中心市街地の現状については、次のとおりです。

(1) 人口・世帯数

○ 庄内町

人口は、山形県全体と比べ、減少率が高くなっています。

一方、世帯数は核家族化の進行に伴い増加傾向にあります。

また、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

○ 中心市街地

人口・世帯数とも、増加傾向にあります。特に人口は、山形県や庄内町全体が減少傾向にありますが、当該地域は増加傾向を示しています。

しかし、表町・茶屋町・駅前・東一番町等の地区は、庄内町全体に比べ、人口の減少率が高くなっています。

■人口・世帯数■

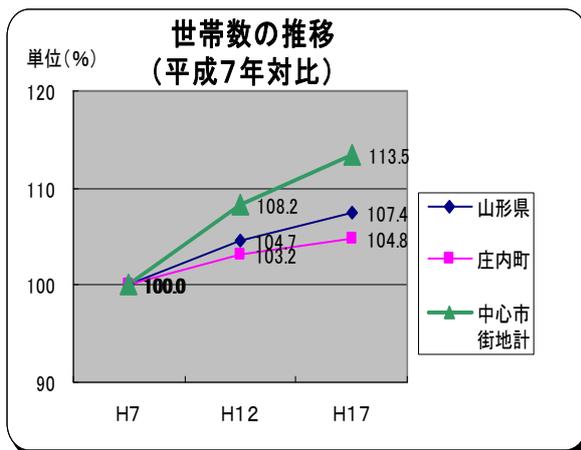
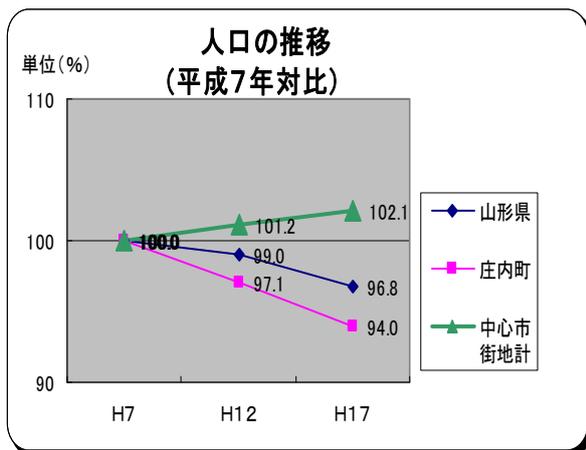
単位(人、世帯)

	人口				世帯数			
	H7	H12	H17	増減率	H7	H12	H17	増減率
山形県	1,256,958	1,244,147	1,216,181	▲3.2%	360,178	377,049	386,728	7.4%
庄内町	26,251	25,489	24,677	▲6.0%	6,449	6,655	6,756	4.8%
中心市街地	6,527	6,605	6,666	2.1%	1,961	2,122	2,226	13.5%
表町	679	605	561	▲17.4%	212	194	192	▲9.4%
猿田町	647	702	706	9.1%	203	230	229	12.8%
和光町	358	345	317	▲11.5%	112	116	98	▲12.5%
興野	432	465	475	10.0%	121	134	143	18.2%
館	243	293	260	7.0%	80	94	92	15.0%
駅前	272	209	197	▲27.6%	77	63	64	▲16.9%
東一番町	717	670	655	▲8.6%	221	222	226	2.3%
上朝丸	960	963	1,031	7.4%	266	297	335	25.9%
緑町	305	340	321	5.2%	93	107	105	12.9%
幸町	156	240	247	58.3%	44	80	80	81.8%
仲町	276	299	323	17.0%	73	86	100	37.0%
御殿町	811	807	944	16.4%	248	260	346	39.5%
茶屋町	671	667	629	▲6.3%	211	239	216	2.4%

※ 増減率は、H7に対するH17の増減率です。

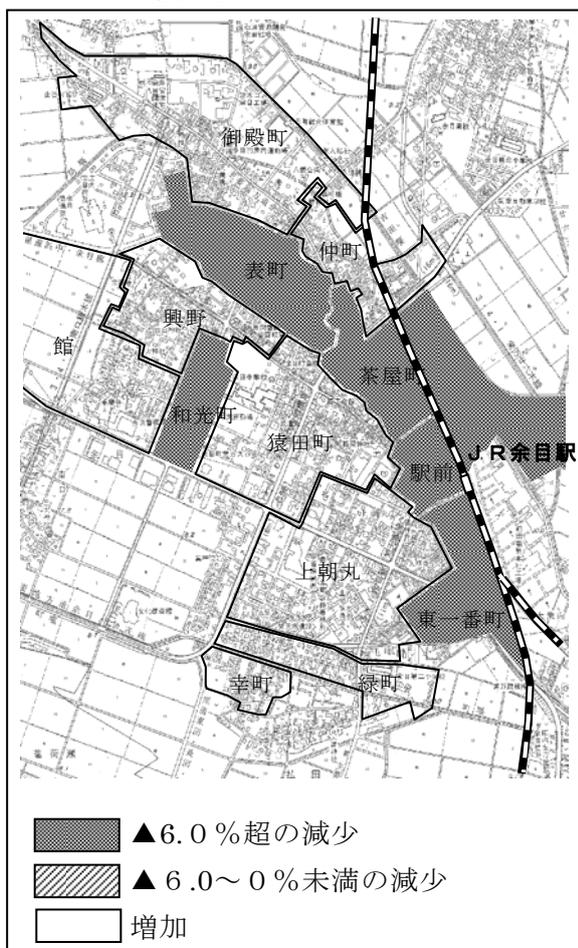
資料：国勢調査

※ 町内会の一部が中心市街地領域に入っている場合は、町内会全体の数値を計上しています。

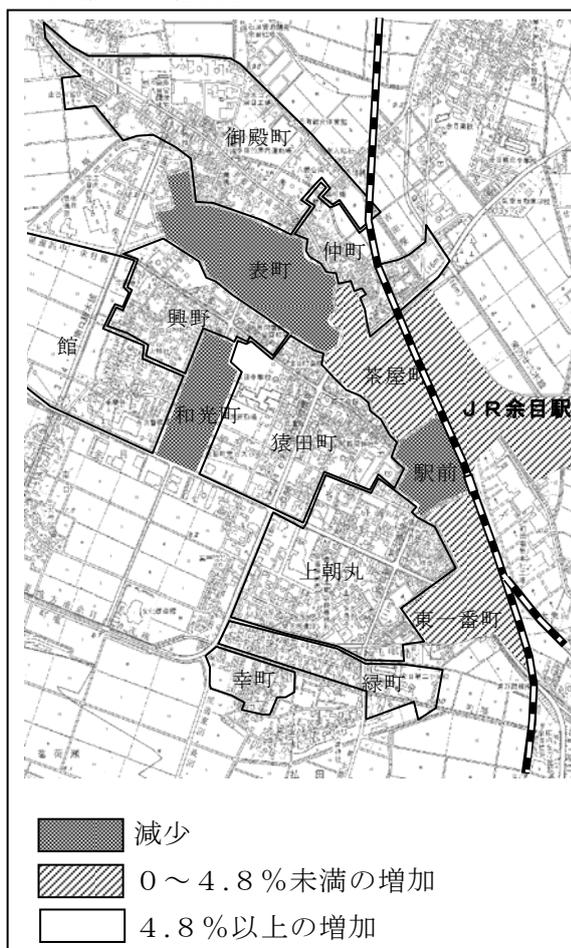


■ 中心市街地における町内会別の各増減率 ■

＜人口の増減率＞



＜世帯数の増減率＞



【参考】庄内町全体の人口増減率 ▲6.0%(H7→H17)

【参考】庄内町全体の世帯数増減率 4.8%(H7→H17)

(2) 年齢区分別人口・高齢化率

○ 庄内町

15歳未満の人口は、山形県全体とほぼ同じ減少率となっています。

65歳以上の人口は、山形県全体よりも若干速いペースで増加しています。

さらに、平成17年時点での高齢化率は、山形県全体と比べ2.9ポイント高くなっており、少子高齢化傾向が進んでいます。

○ 中心市街地

15歳未満の人口は、ほぼ横ばいの状態を維持しています。

高齢化率は、山形県や庄内町全体より低いものの、65歳以上の人口は著しく増加しています。

また、表町・茶屋町・駅前・東一番町の地区（以下「まちなか」という。）は、庄内町全体よりも高齢化率が高くなっています。

■ 年齢別人口・高齢化率 ■

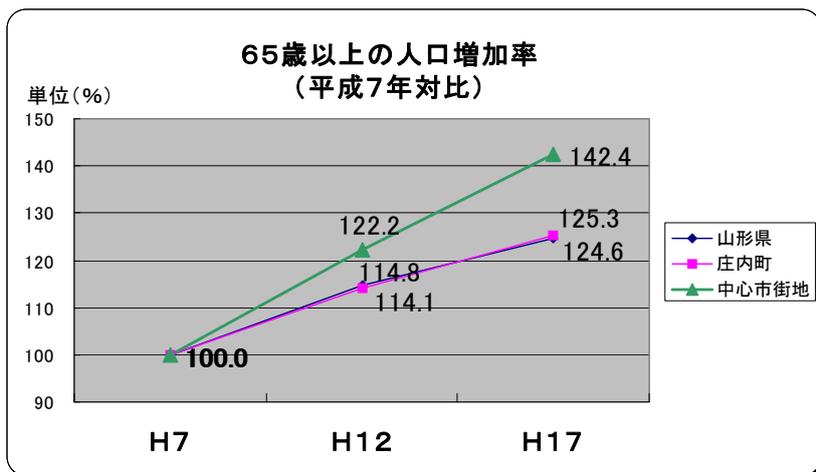
単位(人)

	0~14歳				65歳~				高齢化率		
	H7	H12	H17	増減率	H7	H12	H17	増減率	H7	H12	H17
山形県	208,596	186,182	166,653	▲20.1%	248,817	285,590	309,913	24.6%	19.8%	23.0%	25.5%
庄内町	4,257	3,785	3,404	▲20.0%	5,595	6,386	7,012	25.3%	21.3%	25.1%	28.4%
中心市街地	1,020	989	1,001	▲1.9%	1,156	1,413	1,646	42.4%	17.7%	21.4%	24.7%
表町	81	84	68	▲16.0%	132	150	179	35.6%	19.4%	24.8%	31.9%
猿田町	107	111	124	15.9%	102	130	160	56.9%	15.8%	18.5%	22.7%
和光町	40	39	48	20.0%	45	55	57	26.7%	12.6%	15.9%	18.0%
興野	62	74	74	19.4%	78	104	122	56.4%	18.1%	22.4%	25.7%
館	51	52	22	▲56.9%	32	50	64	100.0%	13.2%	17.1%	24.6%
駅前	36	19	15	▲58.3%	73	62	65	▲11.0%	26.8%	29.7%	33.0%
東一番町	108	87	86	▲20.4%	160	182	193	20.6%	22.3%	27.2%	29.5%
上朝丸	173	136	137	▲20.8%	165	213	276	67.3%	17.2%	22.1%	26.8%
緑町	51	59	55	7.8%	50	71	76	52.0%	16.4%	20.9%	23.7%
幸町	33	51	56	69.7%	21	32	41	95.2%	13.5%	13.3%	16.6%
仲町	42	46	50	19.0%	65	69	74	13.8%	23.6%	23.1%	22.9%
御殿町	142	145	179	26.1%	84	126	151	79.8%	10.4%	15.6%	16.0%
茶屋町	94	86	87	▲7.4%	149	169	188	26.2%	22.2%	25.3%	29.9%

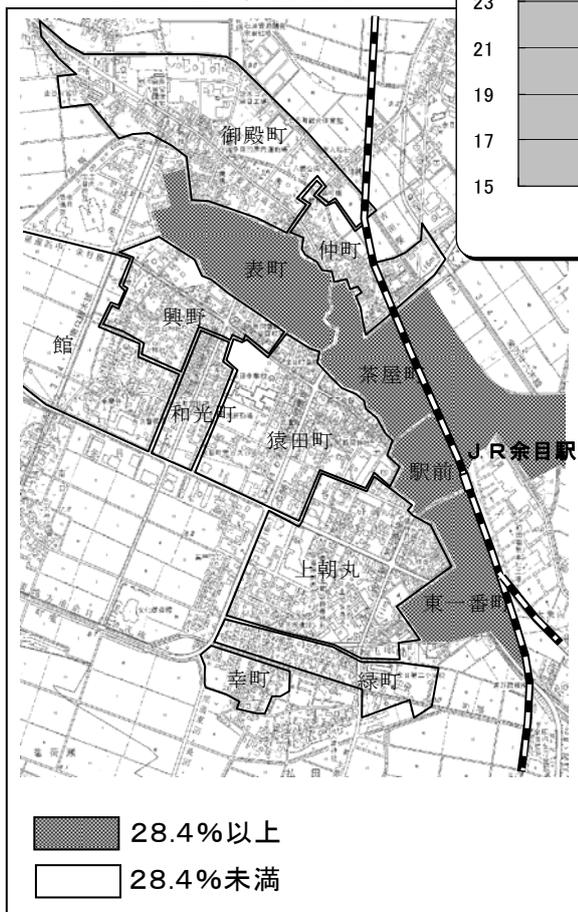
※増減率は、H7に対するH17の増減率です。

資料：国勢調査

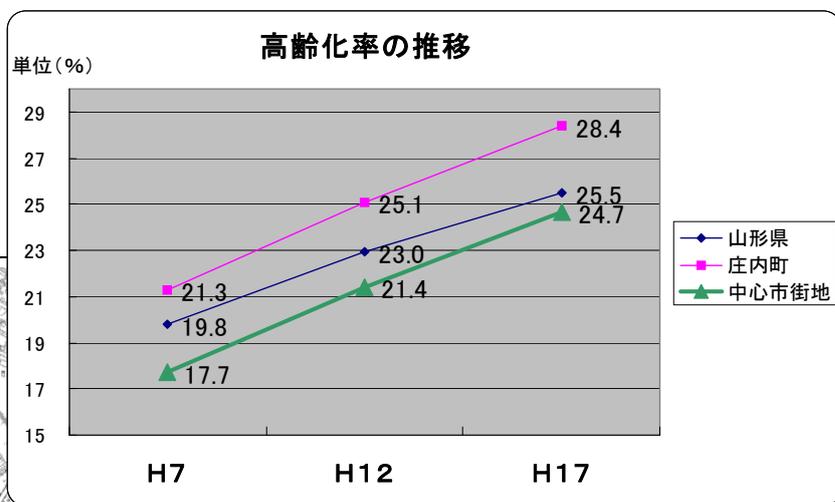
※町内会の一部が中心市街地に入っている場合は、町内会全体の数値を計上しています。



■ 中心市街地における
町内会別の高齢化率 ■



【参考】庄内町全体の高齢化率:28.4%(H17)



資料: 国勢調査

(3) 小売業の状況

小売業については、減少傾向にあった商店数、従業者数及び年間商品販売額において、平成16年には増加に転じたものの、平成19年において、再び大きく減少に転じています。

このような状況から、小売業については、依然として厳しい環境にあるといえます。

■小売業の商店数、従業者数及び年間商品販売額■

	商店数(店)				
	H11	H14	H16	H19	増減率
山形県	16,704	15,644	15,041	13,704	▲18.0%
庄内地域	4,584	4,256	4,095	3,703	▲19.2%
庄内町	337	281	290	257	▲23.7%
余目町	255	212	227		
立川町	82	69	63		

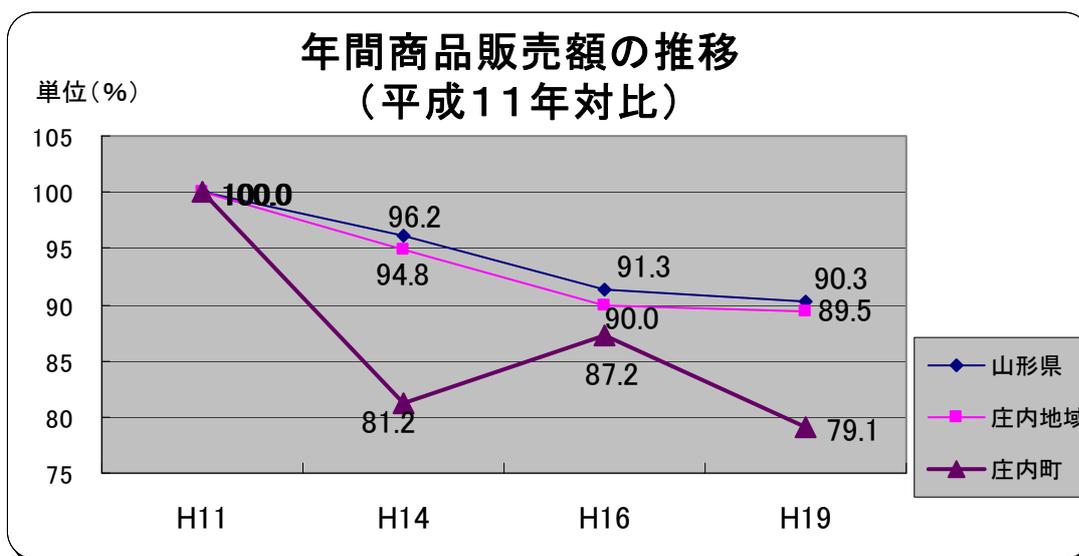
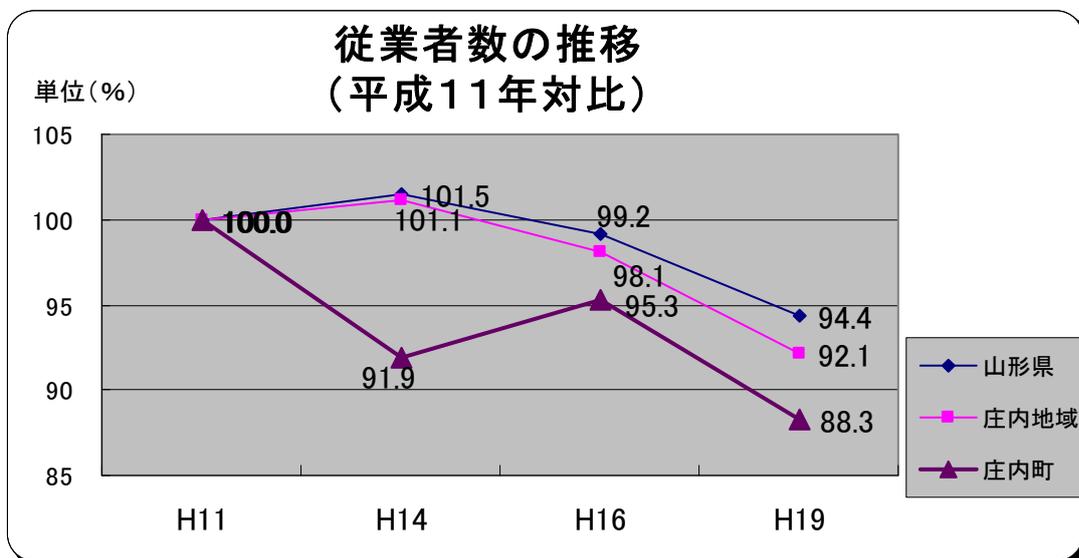
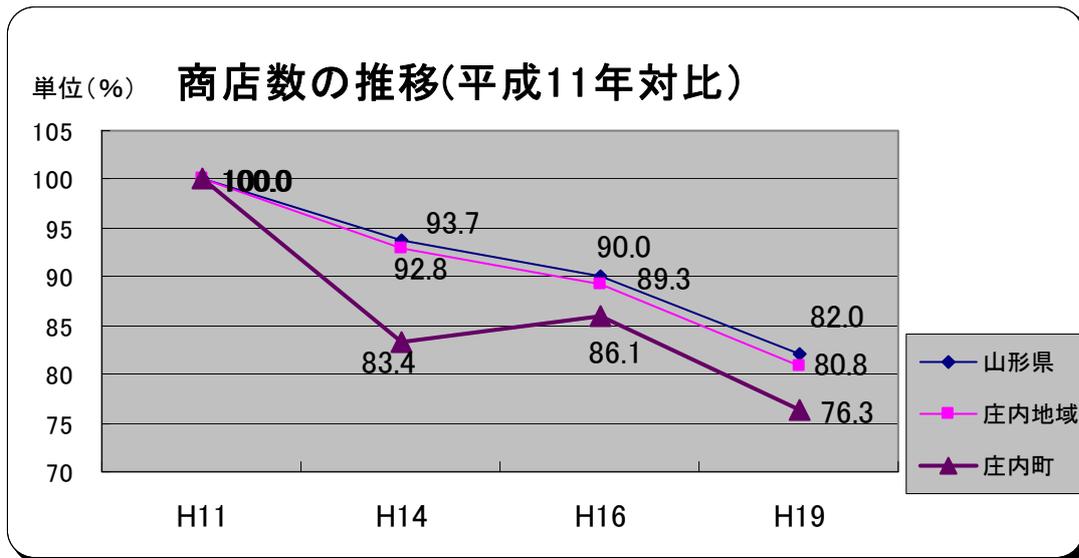
	従業者数(人)				
	H11	H14	H16	H19	増減率
山形県	78,750	79,908	78,081	74,344	▲5.6%
庄内地域	20,450	20,680	20,055	18,832	▲7.9%
庄内町	1,319	1,212	1,257	1,165	▲11.7%
余目町	1,044	953	1,032		
立川町	275	259	225		

	年間商品販売額(万円)				
	H11	H14	H16	H19	増減率
山形県	135,162,645	129,988,684	123,447,444	122,069,376	▲9.7%
庄内地域	34,556,793	32,762,481	31,090,649	30,916,965	▲10.5%
庄内町	2,051,615	1,666,511	1,788,780	1,622,908	▲20.9%
余目町	1,623,861	1,284,646	1,498,438		
立川町	427,754	381,865	290,342		

※増減率はH11に対するH19の増減率です。

資料：山形県の商業(H11・H14・H16)

平成19年商業統計調査結果速報



(4) 商店街の店舗数・空き店舗数

中心市街地における商店街組織の店舗数は、総じて減少傾向にあります。
また、空き店舗数は、ほぼ横ばいですが、店舗数が減少しているため、
空き店舗率が上昇しています。

■商店街の店舗数、空き店舗数及び空き店舗率■

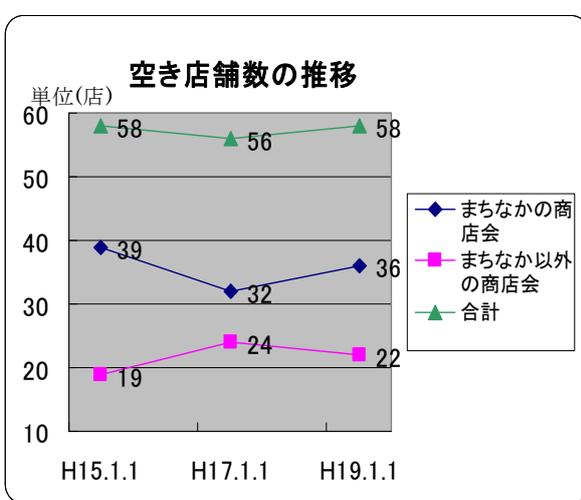
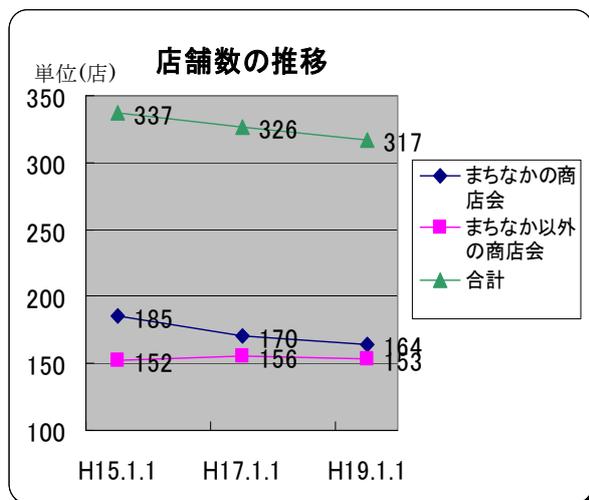
単位(店)

	商店街組織名	H15.1.1			H17.1.1			H19.1.1		
		店舗数	空き 店舗数	空き 店舗率	店舗数	空き 店舗数	空き 店舗率	店舗数	空き 店舗数	空き 店舗率
①	東一番町商店会	42	14	33.3%	40	15	37.5%	39	17	43.6%
②	駅前商店会(注1)	42	12	28.6%	31	5	16.1%	28	5	17.9%
③	上朝丸商店会	53	5	9.4%	54	8	14.8%	52	7	13.5%
④	協同組合余目ショッピ ングモールアピア	15	2	13.3%	13	2	15.4%	16	2	12.5%
⑤	茶屋町商店会 (注2)	64	6	9.4%	63	5	7.9%	63	8	12.7%
⑥	中央通り商店会	45	6	13.3%	50	9	18.0%	48	6	12.5%
⑦	仲町商店会	15	3	20.0%	15	3	20.0%	13	4	30.8%
⑧	本町商店会	37	7	18.9%	36	7	19.4%	34	6	17.6%
⑨	御殿町商店会	24	3	12.5%	24	2	8.3%	24	3	12.5%
	合計	337	58	17.2%	326	56	17.2%	317	58	18.3%

(注1)調査時点では、協同組合駅前商店会

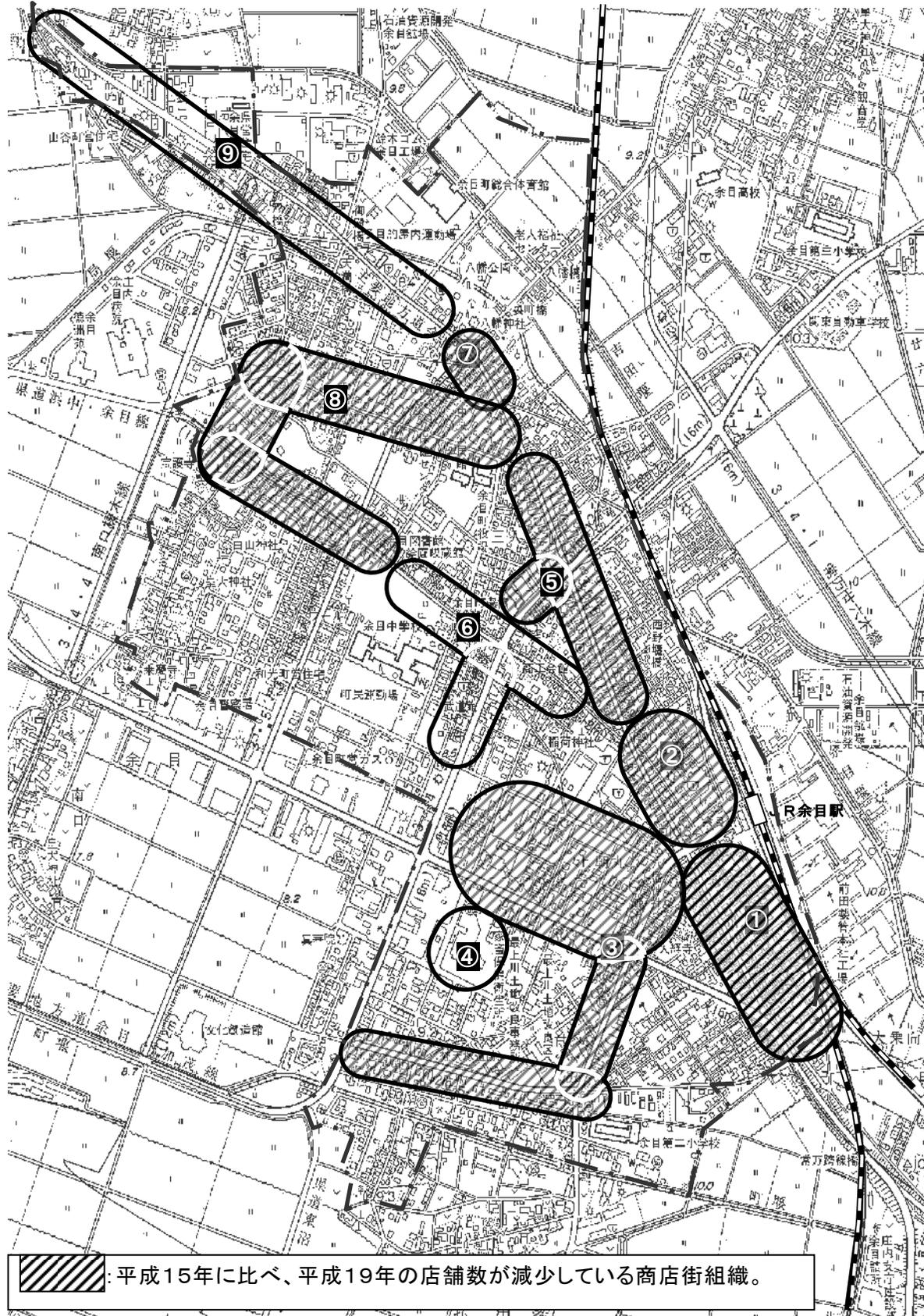
資料：山形県商店街空き店舗実態調査

(注2)調査時点では、協同組合あおば商店会



※「まちなかの商店会」とは、表町・茶屋町・駅前・東一番町の地区に位置する、東一番町商店会・駅前商店会・茶屋町商店会・本町商店会を指します。

<商店街組織の位置と店舗の減少数の関係>



(5) 山形県買物動向調査 (平成18年)

山形県買物動向調査の結果をもとに、自市町村での購買行動割合をみると、旧余目町は、旧鶴岡市、旧酒田市、三川町、遊佐町に次ぐ高い位置(77.5%)にあります。また、旧立川町は、50.0%と低い状況にあります。

さらに、他市町への購買行動の流出状況をみると、旧余目町では、主に三川町、酒田市への流出が多く、旧立川町では、旧余目町に続いて、旧鶴岡市、三川町の順となっています。以上より、庄内町については、三川町への購買行動の流出が高い状況にあるといえます。

<自市町村での購買行動割合>

単位 (%)

地域	市 町 村	商品 総合 計	買 回 品 計	最 寄 品 計	
庄 内 地 域	鶴 岡 市	旧鶴岡市	96.2	90.3	99.2
		旧藤島町	64.4	19.3	88.2
		旧羽黒町	49.1	4.6	70.1
		旧櫛引町	76.5	29.7	96.8
	市	旧朝日村	47.6	7.0	68.7
		旧温海町	60.4	23.0	80.8
	三 川 町	89.9	85.3	92.2	
	庄 内 町	旧立川町	50.0	14.8	68.2
		旧余目町	77.5	49.6	92.8
	酒 田 市	旧酒田市	95.4	91.6	97.4
旧八幡町		60.1	18.0	82.6	
旧松山町		41.7	14.3	56.7	
旧平田町		57.2	12.2	80.9	
遊 佐 町		78.7	46.9	95.6	

※買回品：紳士服、婦人服、日用衣類、家具、家電等
最寄品：食料品、日用雑貨

<他市町への購買行動の流出等>

単位 (%)

	自市町村での 購買世帯の割合	〔商品総合〕 他市町村への流出・流出率(%)					〔買回品〕 他市町村への流出の高い商品・流出率(%)		
		商品総合	買回品	他市町村への流出・流出率(%)			他市町村への流出の高い商品・流出率(%)		
				第1位	第2位	第3位	第1位	第2位	第3位
庄 内 町	旧立川町	50.0	14.8	旧余目町 55.0	旧鶴岡市 43.9	三 川 町 35.7	紳 工 服 婦 人 ・ 子 供 服 ス ー プ ・ フ レ ー ジ ャ ー 用 品 家 電 製 品 58.0	日 用 衣 料 56.0	書 籍 ・ 文 具 54.0
	旧余目町	77.5	49.6	三 川 町 43.4	旧酒田市 42.9	旧鶴岡市 14.3	婦 人 ・ 子 供 服 66.9	紳 士 服 靴 ・ バ ッ グ 57.7	日 用 衣 料 53.1

5 基本計画に基づく取り組みの評価と今後の課題

(1) 事業の進捗状況

ア まちの新たな顔づくり

この目標に位置付けられている「駅周辺再開発整備構想策定事業」は、基本計画において、長期の期間を想定しています。

平成19年3月に(株)イグゼあまるめが「TMO／駅前再開発における基本理念と構想」を作成し、町に要望書とともに提出し、新規産業の誘致や観光振興による地域活性化を提案しています。

今後5年間においては、整備が計画されている余目駅前の新産業創造館整備事業を着実に実施していく必要があります。

イ まちの賑わいと憩いの拠点づくり

米倉庫活用事業として、新産業創造館整備事業が実施されています。

今後も、米倉庫を活用した事業として着実に実施していく必要があります。

ウ まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり

基本計画においては道路整備・改良事業を中心に14事業が掲載されています。

都市計画道路整備事業以外の道路事業5事業が実施済みであり、花のまちづくり事業は実施中です。

統一感のある街並みづくりに関する事業が未実施となっていますが、沿道の住民が合意形成したうえで、実施すべき事業であるため、中長期の事業として取り組む必要があります。

エ まちに住みたくなる環境づくり

基本計画においては10事業が位置付けられています。

国の事業である新余目堰用水路改修工事は実施中、町営住宅整備事業は整備済み、保育園事業・子育て支援センター事業・空き店舗等活用保育サービス施設等運営事業は実施中です。

八幡スポーツ公園整備事業は平成20年度に設計に取りかかっています。公園再整備事業については、町において具体的な計画が予定されていないため町の事業の優先度に応じて今後検討していくこととなります。

まちなか定住促進事業については、町内の空き家等の情報、町の定住支援制度及び本町の魅力などをホームページなどで全国に情報発信することにより本町への定住を促進していくという形での事業を実施

していますが、今後一層情報発信に努めるとともに、新たな定住促進施策についても検討していく必要があります。

未実施のまちかど塾事業・便利宅配事業などのソフト事業は、関係機関が連携して事業の優先順位を決定することに加え、町民、利用者のニーズにあった柔軟な対応が必要です。

オ まちで買い物してみたくなる商店街づくり

基本計画において、18事業が位置付けられています。

TMO構想策定事業、インターネット販売事業、消費者等交流事業（一店逸品事業）は、(株)イグゼあまるめが主体となって新たに事業が展開されてきたものです。町にTMOが設立されたことによる成果であるといえます。

後継者・起業家育成事業は商工会青年部が「経営改善ビフォーアフター事業」として実施し、また、商店街活性化キャンペーン事業は、(協)ギフトあまるめ・立川町商業協同組合が実施しており、それぞれ町が支援しています。

地域バス運行事業は、町が継続して実施しており、グルメマップ作成事業については、平成16・18年度に町が実施しています。

その他の未実施事業は、関係機関が連携して事業の優先順位を決定することに加え、町民、利用者のニーズにあった柔軟な対応が必要です。

カ まちの特徴を活かしたまちづくり

特産品づくり事業は、(株)イグゼあまるめが主体となって、実施しています。

また、観光イベント開催事業は、観光協会が主体となって実施しています。

未実施の環境にやさしい商店街づくりについては、関係機関が連携して事業の優先順位を決定することに加え、町民、利用者のニーズにあった柔軟な対応が必要です。

キ その他の事業

アクア庄内（温水プール）事業は、営業を止めることになった温水プールを、(株)イグゼあまるめが借り受け、運営しています。中心市街地に人を呼び込める施設を維持できたことは、中心市街地の活性化に大きく貢献しています。このように経済・社会状況にスピーディーに対応し、事業を展開できることが(株)イグゼあまるめの大きな特徴といえます。

(2) 事業の推進体制

(株)イグゼあまるめが設立され、中心市街地活性化事業を推進するための中心的役割を果たす会社が設立されたことは大きな成果であるといえます。そして、実際に各種事業を展開することにより、中心市街地活性化のために大きく貢献しています。

(株)イグゼあまるめは、今後もなお中心市街地活性化のために主体的な役割を果たしていくことが期待されます。

ただし、中心市街地活性化に係る事業は、様々な主体が実施しているため、関係機関が連携して事業を推進していく必要があります。

そのため、関係者の連携を図るための具体的な体制作りが、今後の重要な課題といえます。

(3) 中心市街地の現状

中心市街地については、山形県・庄内町全体が人口減少する中で人口の増加が見られ、高齢化率も山形県・庄内町全体に比べ、低い割合になっています。

しかし、庄内町の小売業が依然として厳しい状況にある中、昔から商店街が形成され小売店舗が集まる**まちなかの地区**（表町・茶屋町・駅前・東一番町）については、人口の減少率・高齢率が庄内町全体に比べ高くなっていることに加え、店舗数についても減少傾向にあり、人口・商業の空洞化が進んでいます。

これらの地区に人が集まる仕組み作りと、庄内町の商業活性化に対する一層の取り組みが必要です。

第3章 実施計画の目標と計画事業

- 1 実施計画の目標と重点事業
- 2 重点事業の概要
- 3 計画事業の概要
- 4 事業の推進体制
- 5 実施計画事業概要図

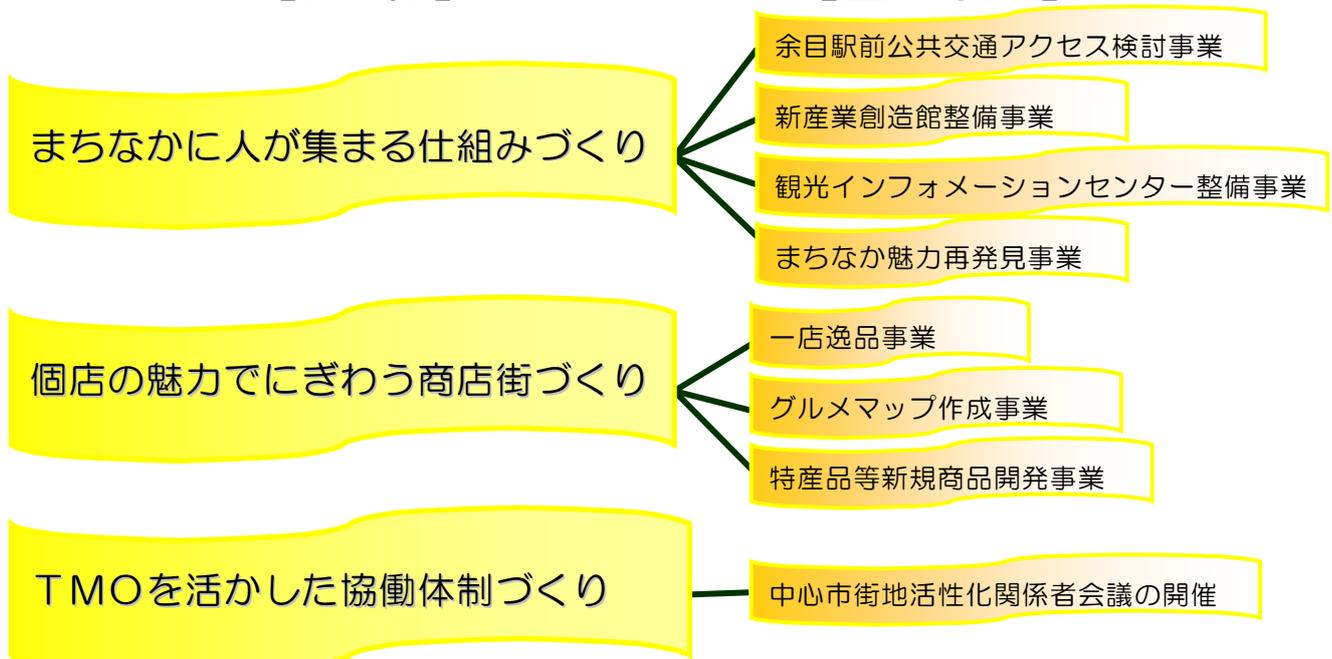
1 実施計画の目標と重点事業

基本計画の中間検証により、今後の中心市街地活性化のためには、1 まちなかに人が集まる仕組みづくり、2 商店街の活性化に対する一層の取り組み、3 (株)イグゼあまるめを中心とした関係者の連携推進体制づくりの3点が必要であるといえます。

そこで、今後5年間で以下の3つの目標を掲げ、8つの事業に重点的に取り組みます。

【目 標】

【重点事業】



(1) まちなかに人が集まる仕組みづくり

中心市街地では、まちなかの人口・商店街の空洞化が進んでいます。まちなかに人が集まる仕組みづくりが必要です。

・まちなかへの公共交通アクセスの充実

→ **余目駅前公共交通アクセス検討事業**

・まちなかで働く人・まちなかに集う人を増やす

→ **新堀農業倉庫本倉庫を活かした新産業創造館の整備**

・まちなかを訪れる観光客を増やす

→ **余目駅周辺に観光インフォメーションセンターの設置**

→ **まちなか魅力再発見事業**

(2) 個店の魅力でにぎわう商店街づくり

近郊の大型ショッピングセンターの出店の影響もあり、中心市街地の商店街の空洞化が進んでいます。

しかしながら、平成18年度から(株)イグゼあまるめの主催で実施している一店逸品運動においては、「新規客」や「町外からの来客」が増えたという効果が現れています。これを踏まえ今後は個店の魅力を引き出すことに重点をおいた事業を展開します。

また、中心市街地の商業を活性化させるための事業については、できる限り他地区を含めた形で事業を展開し、町全体の商業の活性化を図ります。

- ・個店の魅力を高め、PRする → **一店逸品事業**
- ・町内の飲食店の魅力を町内外にPRする → **グルメマップ作成事業**
- ・特産品を開発し、商品の個性化を図る → **特産品等新規商品開発事業**

(3) TMOを活かした協働体制づくり

TMOである(株)イグゼあまるめは、今後もなお中心市街地活性化のために主体的な役割を果たしていくことが期待されますが、中心市街地活性化に係る事業は、様々な主体が実施しているため、関係機関が連携して事業を推進していく必要があります。

- ・関係機関が協働して事業を推進する体制づくり
→ **中心市街地活性化関係者会議の開催**

2 重点事業の概要

※(新規事業)と記載している事業は、平成20年度以降新規に実施予定の事業を表しています。

まちなかに人が集まる仕組みづくり

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
①余目駅前公共交通アクセス検討事業 (新規事業) 余目駅前を中心とした公共交通機関の利便性の向上、それに伴う駅前地域の整備内容などについて検討します。		町・事業者(ＪＲ・バス・タクシー)・(株)イグゼあまるめ		検討会の実施(内容決定次第事業実施)	同左	同左	同左
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(5)公共バス事業の充実 4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちな新たな顔づくり 「駅周辺再開発整備構想策定事業」						
TMO構想への位置付け	E X E I 駅周辺再開発促進事業 「駅舎並びに駅周辺整備事業」						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>②新産業創造館整備事業</p> <p>庄内町新産業創造館整備基本計画に基づき、新堀農業倉庫を貸オフィス・創業支援施設等として整備します。貸オフィスについては町内全域に光ファイバー網が整備されている町の特性を活かして、情報通信業の集積を目指します。</p> <p>また、倉庫を活用した交流施設についても併せて検討します。</p> <p>新堀農業倉庫雑品庫部分については、平成19年度に貸オフィスとして整備済みであり、貸し出しを開始しています。</p> <p>隣接する余目町農協農業倉庫については、昔ながらの景観の一部を形成しており、また、様々な活用方法が考えられることから、本事業においては、中長期的な検討事項と位置づけます。</p> <p>《事業場所》余目字沢田地内</p>	町	整備内容検討	設計	工事	指定管理者制度への移行準備	指定管理者による管理
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」					
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちな脈わいと憩いの拠点づくり 「米倉庫活用事業」					
TMO構想への位置付け	E X E I 駅周辺再開発促進事業 「米倉庫活用調査事業」					

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>③観光インフォメーションセンター整備事業(新規事業)</p> <p>庄内町観光振興計画に基づき、余目駅周辺にインフォメーションセンターを設置し、庄内地域全般の観光ルート・二次交通機関、宿泊施設、特産品や土産品の情報提供を行います。また、レンタサイクルの貸し出しについてもあわせて検討します。</p> <p>《事業場所》余目駅周辺</p>	町	整備内容検討	設計	工事							
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>4章3(2)「観光交流拠点の整備」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>(関連) E X E I 駅周辺再開発促進事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(2)「観光交流拠点の整備」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり	TMO構想への位置付け	(関連) E X E I 駅周辺再開発促進事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(2)「観光交流拠点の整備」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり										
TMO構想への位置付け	(関連) E X E I 駅周辺再開発促進事業										

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>④まちなか魅力再発見事業(新規事業)</p> <p>神社や遺跡、米倉庫、造り酒屋などの趣のある建物、趣のある街なみ等、歩いて楽しめるまちなかの魅力を再発見し、まちあるきマップを作成し、町内外にPRする事業です。</p> <p>事業を展開するにあたっては学生や町民等の幅広い参加も検討します。</p> <p>また、この事業で再発見したまちなかの魅力を活かすためには、趣のある街なみを保全するという観点から、計画されている都市計画道路の一部について整備のあり方を検討することも必要になると考えられます。</p>	<p>町・ 観光協会</p>		<p>事業 内容 検討</p>	<p>事業 実施</p>	<p>まち ある き マ ッ プ 作 成</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」 4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基本計画への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TMO構想への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">E X E V まちの魅力づくり事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」 4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり	TMO構想への位置付け	E X E V まちの魅力づくり事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」 4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり										
TMO構想への位置付け	E X E V まちの魅力づくり事業										

個店の魅力でにぎわう商店街づくり

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期						
		H20	H21	H22	H23	H24		
<p>⑤一店逸品事業</p> <p>意欲的な若手後継者を中心として、各店ならではの新たな逸品の開発や発掘を行い、個店の商品力の強化を図るとともに後継者のネットワークづくりを進めることを目的として、事業を継続して実施します。</p> <p>平成21年度以降についても、個店の魅力を高めるための事業を継続して実施します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	(株)イグゼあまるめ・商工会・町	継続実施・次年度以降の事業展開の検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
町総合計画「基本計画」への位置付け								4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」
基本計画への位置付け								7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり (関連)「消費者等交流事業」
TMO構想への位置付け								EXEVまちの魅力づくり事業 「一店逸品事業」

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>⑥グルメマップ作成事業</p> <p>町内の飲食店の魅力を町内外にPRするため、案内マップを作成します。</p> <p>併せて、ホームページの作成、情報誌への掲載などによる周知方法も検討します。</p>	町・商工会		マップ作成			マップ作成
 <p>(平成18年度作成版)</p>						
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」					
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたいくなる商店街づくり 「あまるめグルメマップ作成事業」					
TMO構想への位置付け	EXEVまちの魅力づくり事業 「グルメマップ作成事業」					

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期					
		H20	H21	H22	H23	H24	
<p>⑦特産品等新規商品開発事業</p> <p>(株)イグゼあまるめでは、平成17年度から特産品の米などを活かした新規商品開発に取り組んでいます。</p> <p>今後も継続して、特産品開発に取り組みます。</p>	<p>(株)イグゼあまるめ</p>	<p>継続実施</p>	<p>継続実施</p>	<p>継続実施</p>	<p>継続実施</p>	<p>継続実施</p>	
<p>町総合計画「基本計画」への位置付け</p>							<p>4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」</p>
<p>基本計画への位置付け</p>							<p>7 商業等の活性化のための事業</p> <p>まちの特徴を活かしたまちづくり</p> <p>「あまるめ特産品づくり事業」</p>
<p>TMO構想への位置付け</p>							<p>E X E II 米と花のまちづくり事業</p> <p>「特産品開発販売事業」</p>

TMOを活かした協働体制づくり

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期										
		H20	H21	H22	H23	H24						
<p>⑧中心市街地活性化関係者会議の開催 (新規事業)</p> <p>関係者が集まり、それぞれ各事業の進捗状況等の情報を交換しあい、今後の事業についての協力・支援・協働体制を確認するための会議を開催します。</p> <p>また、中心市街地を取り巻く状況の変化に対応した計画事業の修正、追加についても関係者の意思統一を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>8(2)「タウンマネジメント機関(TMO)」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td></td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」	基本計画への位置付け	8(2)「タウンマネジメント機関(TMO)」	TMO構想への位置付け		町、商工会、(株)イグゼあまるめ		実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」											
基本計画への位置付け	8(2)「タウンマネジメント機関(TMO)」											
TMO構想への位置付け												

3 計画事業の概要

主要事業を含め、計画されている事業は下記のとおりです。

基本計画の6つの目標に区分して掲載します。

なお、今後は計画事業を着実に実施していくこととなりますが、中心市街地を取り巻く環境の変化に対応し、計画事業を見直し、新たな事業を追加することも必要です。こうした柔軟な事業展開については中心市街地活性化関係者会議等で関係機関の意思統一を図り、事業を推進します。

○ まちの新たな顔づくり

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
余目駅前公共交通アクセス検討事業 (重点事業再掲)(新規事業) 余目駅前を中心とした公共交通機関の利便性の向上、それに伴う駅前地域の整備内容などについて検討します。		町・事業者(ＪＲ・バス・タクシー)・(株)イグゼあまるめ		検討会の実施	同左	同左	同左
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(5)公共バス事業の充実 4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」			検討会の実施 (内容決定次第事業実施)			
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちの新たな顔づくり 「駅周辺再開発整備構想策定事業」						
TMO構想への位置付け	E X E I 駅周辺再開発促進事業 「駅舎並びに駅周辺整備事業」						

○ まちの賑わいと憩いの拠点づくり

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期										
		H20	H21	H22	H23	H24						
<p>新産業創造館整備事業(重点事業再掲)</p> <p>庄内町新産業創造館整備基本計画に基づき、新堀農業倉庫を貸オフィス・創業支援施設等として整備します。貸オフィスについては町内全域に光ファイバー網が整備されている町の特性を活かして、情報通信業の集積を目指します。</p> <p>また、倉庫を活用した交流施設についても併せて検討します。</p> <p>新堀農業倉庫雑品庫部分については、平成19年度に貸オフィスとして整備済みであり、貸し出しを開始しています。</p> <p>隣接する余目町農協農業倉庫については、昔ながらの景観の一部を形成しており、また、様々な活用方法が考えられることから、本事業においては、中長期的な検討事項と位置づけます。</p> <p>《事業場所》余目字沢田地内</p>	町	整備内容検討	設計	工事	指定管理者制度への移行準備	指定管理者による管理						
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>6 市街地の整備改善のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり 「米倉庫活用事業」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E I 駅周辺再開発促進事業 「米倉庫活用調査事業」</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」	基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり 「米倉庫活用事業」	TMO構想への位置付け	E X E I 駅周辺再開発促進事業 「米倉庫活用調査事業」						
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」											
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり 「米倉庫活用事業」											
TMO構想への位置付け	E X E I 駅周辺再開発促進事業 「米倉庫活用調査事業」											

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>観光インフォメーションセンター整備事業 (重点事業再掲)(新規事業)</p> <p>庄内町観光振興計画に基づき、余目駅周辺にインフォメーションセンターを設置し、庄内地域全般の観光ルート・二次交通機関、宿泊施設、特産品や土産品の情報提供を行います。また、レンタサイクルの貸し出しについてもあわせて検討します。</p> <p>《事業場所》余目駅周辺</p>	町	整備 内容 検討	設 計	工 事							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">4章3(2)「観光交流拠点の整備」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基本計画への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TMO構想への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">(関連) E X E I 駅周辺 再開発促進事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(2)「観光交流拠点の整備」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり	TMO構想への位置付け	(関連) E X E I 駅周辺 再開発促進事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(2)「観光交流拠点の整備」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの賑わいと憩いの拠点づくり										
TMO構想への位置付け	(関連) E X E I 駅周辺 再開発促進事業										

○ まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
<p>まちなか魅力再発見事業(重点事業再掲) (新規事業)</p> <p>神社や遺跡、米倉庫、造り酒屋などの趣のある建物、趣のある街なみ等、歩いて楽しめるまちなかの魅力を再発見し、まちあるきマップを作成し、町内外にPRする事業です。</p> <p>事業を展開するにあたっては学生や町民等の幅広い参加も検討します。</p> <p>また、この事業で再発見したまちなかの魅力を活かすためには、趣のある街なみを保全するという観点から、計画されている都市計画道路の一部について整備のあり方を検討することも必要になると考えられます。</p>		町・観光協会		事業内容検討	事業実施	まちあるきマップ作成	
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」 4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」						
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり						
TMO構想への位置付け	EXEVまちの魅力づくり事業						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等		実施 主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
<p>三人谷地1号線側溝整備事業(新規事業) 当該路線既設の現場打ち側溝を2次製品に置き換える事業を行います。 《事業場所》庄内町余目地内 《事業延長》L = 600m</p>		町	事業開始	継続実施	事業完了		
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(3)「生活道路(町道等)の計画的整備」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに行き、歩いてみ たくなるまちづくり						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業 「街路整備事業」						
<p>矢口1号線歩道整備事業(新規事業) 歩行者の安全を確保するために、歩道を新たに整備します。 《事業場所》庄内町余目地内 《事業規模》L = 454m、W = 1.5m</p>		町	事業開始	継続実施	事業完了		
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(3)「生活道路(町道等)の計画的整備」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに行き、歩いてみ たくなるまちづくり						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業 「街路整備事業」						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
<p>都市計画道路下梵天塚廿六木線整備事業 都市計画道路として整備することが都市計画決定されている事業です。 《事業場所》庄内町余目字猿田～字町 《事業規模》L = 360m</p>		町	事業計画検討	同左	同左	同左	同左
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(3)「生活道路(町道等)の計画的整備」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業 「街路整備事業」						
<p>都市計画道路茶屋町志戸線整備事業 都市計画道路として整備することが都市計画決定されている事業です。 《事業場所》庄内町余目地内 《事業規模》L = 1,200m</p>		町	事業計画検討	同左	同左	同左	同左
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(3)「生活道路(町道等)の計画的整備」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業 「街路整備事業」						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期										
		H20	H21	H22	H23	H24						
<p>花のまちづくり事業</p> <p>花の植栽を通して、町民がまちづくりに参画し、生き活きとした美しい地域の創出を図るため、平成15年度から実施しています。</p> <p>具体的には、花苗・肥料の配布、市街地街路・交通島美化拠点づくり、花のまちコンクール、講習会開催等を実施しています。</p> <p>《実施場所》中心市街地を含む町全域</p>	町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施						
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>1章5(1)「街並み緑化の推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり 「花のまちづくり事業」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E II 米と花のまちづくり事業 E X E V まちの魅力づくり事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	1章5(1)「街並み緑化の推進」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり 「花のまちづくり事業」	TMO構想への位置付け	E X E II 米と花のまちづくり事業 E X E V まちの魅力づくり事業						
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章5(1)「街並み緑化の推進」											
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり 「花のまちづくり事業」											
TMO構想への位置付け	E X E II 米と花のまちづくり事業 E X E V まちの魅力づくり事業											

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>ウォーキングマップ作成事業</p> <p>町内のウォーキングコースを紹介するマップを作成し、ウォーキングによる町民の健康づくりを推進します。</p> <p>また、コースの1つとして「余目駅周辺～商店街コース」を設定します。</p> <p>《事業場所》余目駅周辺～商店街コースなど 町内各所にウォーキングコースを設定</p>	町	マップ作成	マップを利用した「健康ウォーキング」を実施	継続							
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E III街なかにぎわいづくり事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり	TMO構想への位置付け	E X E III街なかにぎわいづくり事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに行き、歩いてみたくなるまちづくり										
TMO構想への位置付け	E X E III街なかにぎわいづくり事業										

○ まちに住みたくなる環境づくり

事業名・内容等		実施 主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
<p>八幡スポーツ公園整備事業(新規事業) 総合体育館を中心としたスポーツ施設の整備を計画しています。 《事業場所》総合体育館周辺 (余目字大塚地内)</p>		町	基本・実施設計	事業着手			
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章5(3)「多目的公園整備事業の推進」 5章2(2)「スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 「八幡スポーツ公園(仮称)整備事業」						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
八幡公園バリアフリー改修事業(新規事業) 都市公園である八幡公園に新たに車いす利用者等が利用可能なトイレの設置や水飲み場の改修等を行います。 《事業場所》余目字大塚地内		町		事業計画検討 (計画次第実施)	同左	同左	同左
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章5(2)「都市公園整備事業の推進」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり (関連)「公園再整備事業」						
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業						
保育園事業 0歳～原則3歳児までの保育(7:00～20:00)を今後も継続して実施します。 《実施場所》余目保育園、すくすく保育園		町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章2(2)「保育園・幼稚園の一元化の推進」のうち「乳児保育・延長保育等の充実」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 「保育園事業」						
TMO構想への位置付け	E X E Vまちの魅力づくり事業						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
子育て支援センター事業 子育てに関する相談や親子ふれあい事業の開催、子育てサークルの育成・支援、育児情報の提供、遊び場の提供を今後も継続して実施します。 《実施場所》余目ショッピングモール「アピア」内		町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章2(1)「子育て支援プログラムの策定と推進」						
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 「子育て支援センター事業」						
TMO構想への位置付け	E X E Vまちの魅力づくり事業						
空き店舗活用作り子育て支援室試行事業 余目ショッピングモール「アピア」の空き店舗を活用して、余目子育て支援センターを設置しています。今後も継続して実施します。 利用は無料、相談・開放時間は、9:00～17:00 《実施場所》余目ショッピングモール「アピア」内		町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章2(1)「子育て支援プログラムの策定と推進」						
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 「空き店舗等活用保育サービス施設等運営事業」						
TMO構想への位置付け	E X E Vまちの魅力づくり事業 「空き店舗活用保育サービス施設等運営事業」						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>市民活動支援センター整備事業(新規事業)</p> <p>ボランティア活動を行なう個人や組織の支援・育成の拠点として整備するものです。公共施設等や当該施設の一室を借上げることで活動の場を提供し、加えて施設運営の人的支援並びに活動事務経費の支援を行い、将来において自立した活動に移行することを目指します。</p> <p>《実施場所》未定 (事業実施の可否も含めボランティア組織等との事業調整を平成20年度に実施)</p>	町	ボランティア組織等との事業調整		余目地域への設置							
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>3章3(2)「ボランティア活動センターの整備」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E V まちの魅力づくり事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	3章3(2)「ボランティア活動センターの整備」	基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり	TMO構想への位置付け	E X E V まちの魅力づくり事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章3(2)「ボランティア活動センターの整備」										
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり										
TMO構想への位置付け	E X E V まちの魅力づくり事業										
<p>定住対策事業</p> <p>定住促進による地域活性化を図るため、町内の空き家等の情報を収集し提供します。</p> <p>また、若者定住促進のための事業を検討し、実施します。</p>	町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>関連：6章1(1)「若者定住を促進・支援する施策の充実」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 関連「まちなか定住促進事業」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E IV まちづくり促進事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	関連：6章1(1)「若者定住を促進・支援する施策の充実」	基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 関連「まちなか定住促進事業」	TMO構想への位置付け	E X E IV まちづくり促進事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	関連：6章1(1)「若者定住を促進・支援する施策の充実」										
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり 関連「まちなか定住促進事業」										
TMO構想への位置付け	E X E IV まちづくり促進事業										

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期										
		H20	H21	H22	H23	H24						
<p>図書館建設整備事業(新規事業) 図書館を建て替え整備します。 《新図書館の特色》読み聞かせ事業を中心とした子育て支援に対応した図書館、地域情報を発信する図書館 《建物の規模》約2,000㎡ 《整備の場所》未定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>5章2(1)「社会教育施設の整備とネットワーク化の推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E IVまちづくり促進事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	5章2(1)「社会教育施設の整備とネットワーク化の推進」	基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり	TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業	町		図書館建設基本計画の策定	基本設計及び実施設計策定	工事着手	工事完成
町総合計画「基本計画」への位置付け	5章2(1)「社会教育施設の整備とネットワーク化の推進」											
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり											
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業											
<p>アクア庄内(温水プール)事業 営業を止めることになった温水プールを改修の上借り受け、平成18年度からプール事業を運営しています。町民の健康増進に貢献するとともに、中心市街地に人を呼び込む役割も担っています。 今後も継続して事業を実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>3章1(2)「健康増進施設の整備計画策定と推進」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E IVまちづくり促進事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(2)「健康増進施設の整備計画策定と推進」	基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり	TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業	(株)イグゼあまるめ	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(2)「健康増進施設の整備計画策定と推進」											
基本計画への位置付け	6 市街地の整備改善のための事業 まちに住みたくなる環境づくり											
TMO構想への位置付け	E X E IVまちづくり促進事業											

○ まちで買い物してみたくなる商店街づくり

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>一店逸品事業(重点事業再掲)</p> <p>意欲的な若手後継者を中心として、各店ならではの新たな逸品の開発や発掘を行い、個店の商品力の強化を図るとともに後継者のネットワークづくりを進めることを目的として、事業を継続して実施します。</p> <p>平成21年度以降についても、個店の魅力を高めるための事業を継続して実施します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	(株)イグゼあまるめ・商工会・町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
<p>町総合計画「基本計画」への位置付け</p>		4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」				
<p>基本計画への位置付け</p>		7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり (関連)「消費者等交流事業」				
<p>TMO構想への位置付け</p>		EXEVまちの魅力づくり事業 「一店逸品事業」				

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>グルメマップ作成事業(重点事業再掲)</p> <p>町内の飲食店の魅力を町内外にPRするため、案内マップを作成します。</p> <p>併せて、ホームページの作成、情報誌への掲載などによる周知方法も検討します。</p>  <p>(平成18年度作成版)</p>	町・商工会		マップ作成			マップ作成
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(4)「中心市街地活性化基本計画・TMO構想の具現化と推進」					
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたいくなる商店街づくり 「あまるめグルメマップ作成事業」					
TMO構想への位置付け	EXEVまちの魅力づくり事業 「グルメマップ作成事業」					

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>物産販売事業「農産物直販事業」</p> <p>平成17年度に㈱イグゼあまるめのホームページ (http://www.exeamarume.co.jp/) を開設し、会社の事業について情報発信しています。現在、インターネットショップ楽天市場に「庄内なんでも屋」を開設し、庄内の特産品のインターネット通信販売を行っています。今後も継続して事業を実施します。</p>  <p>(ホームページより抜粋)</p>	(株)イグゼあまるめ	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」					
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「インターネット販売事業」					
TMO構想への位置付け	E X E II 米と花のまちづくり事業 「インターネット販売事業」					

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施主体	実施予定時期										
		H20	H21	H22	H23	H24						
<p>後継者育成支援事業 (経営改善ビフォーアフター事業)</p> <p>事業後継者である青年部員の経営に対する意識を高め、若者の視点から町内商工業の問題点をさぐり改善を図ることを目的として、アンケート調査の実施・定例会・研修会などを実施するとともに、青年部及び青年部事業所のPR活動なども行う事業です。</p>	商工会	継続実施	継続実施									
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「後継者・起業家育成事業」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E III街なかにぎわいづくり事業 「後継者・起業家育成事業」</td> </tr> </table>							町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「後継者・起業家育成事業」	TMO構想への位置付け	E X E III街なかにぎわいづくり事業 「後継者・起業家育成事業」
町総合計画「基本計画」への位置付け							4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」					
基本計画への位置付け							7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「後継者・起業家育成事業」					
TMO構想への位置付け	E X E III街なかにぎわいづくり事業 「後継者・起業家育成事業」											
<p>商店街活性化キャンペーン事業</p> <p>消費拡大と既存商店街の活性化を図るため、協同組合ギフトあまるめ、立川町商業協同組合が実施する「10%プレミアム付き商品券」発行事業を継続して実施します。</p>	協同組合ギフトあまるめ・立川町商業協同組合	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施						
<table border="1"> <tr> <td>町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td>4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」</td> </tr> <tr> <td>基本計画への位置付け</td> <td>7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「商店街活性化キャンペーン事業」</td> </tr> <tr> <td>TMO構想への位置付け</td> <td>E X E Vまちの魅力づくり事業 「商店街活性化キャンペーン事業」</td> </tr> </table>							町総合計画「基本計画」への位置付け	4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「商店街活性化キャンペーン事業」	TMO構想への位置付け	E X E Vまちの魅力づくり事業 「商店街活性化キャンペーン事業」
町総合計画「基本計画」への位置付け							4章2(3)「商業の振興による賑わいづくり」					
基本計画への位置付け							7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「商店街活性化キャンペーン事業」					
TMO構想への位置付け	E X E Vまちの魅力づくり事業 「商店街活性化キャンペーン事業」											

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期									
		H20	H21	H22	H23	H24					
<p>商店街連携健康づくり事業(新規事業)</p> <p>「健康体力づくり教室」及び「健康ウォーキング」参加者へのハッピーシール引換券(1シート50枚)を発行し、地元加盟店へ足を運ぶ機会を提供。健康づくり事業と商店街との連携により笑顔あふれる街づくりを推進します。</p> <p>《実施場所》総合体育館、アクア庄内、 町内ウォーキングコース</p>	町	実施	前年度の状況確認の上、継続予定	継続実施							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基本計画への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TMO構想への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">EXEⅢ街なかにぎわいづくり事業</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり	TMO構想への位置付け	EXEⅢ街なかにぎわいづくり事業					
町総合計画「基本計画」への位置付け	3章1(1)「保健・福祉・医療体制の充実とネットワーク整備の推進」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり										
TMO構想への位置付け	EXEⅢ街なかにぎわいづくり事業										
<p>町営バス等運行事業</p> <p>交通弱者のために通院や買物等への交通手段を提供するとともに、高齢者の地域社会との関わり、町内の商工振興を促進し、町の活性化を図るため、平成13年度より実施しています。</p> <p>今後も継続して事業を実施します。</p> <p>《実施場所》中心市街地を含む町内全域</p>	町	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">町総合計画「基本計画」への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">1章1(5)「公共バス事業の充実」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基本計画への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「地域バス運行事業」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TMO構想への位置付け</td> <td style="padding: 5px;">EXEVまちの魅力づくり事業 「コミュニティバス運行事業」</td> </tr> </table>	町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(5)「公共バス事業の充実」	基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「地域バス運行事業」	TMO構想への位置付け	EXEVまちの魅力づくり事業 「コミュニティバス運行事業」					
町総合計画「基本計画」への位置付け	1章1(5)「公共バス事業の充実」										
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちで買い物してみたくなる商店街づくり 「地域バス運行事業」										
TMO構想への位置付け	EXEVまちの魅力づくり事業 「コミュニティバス運行事業」										

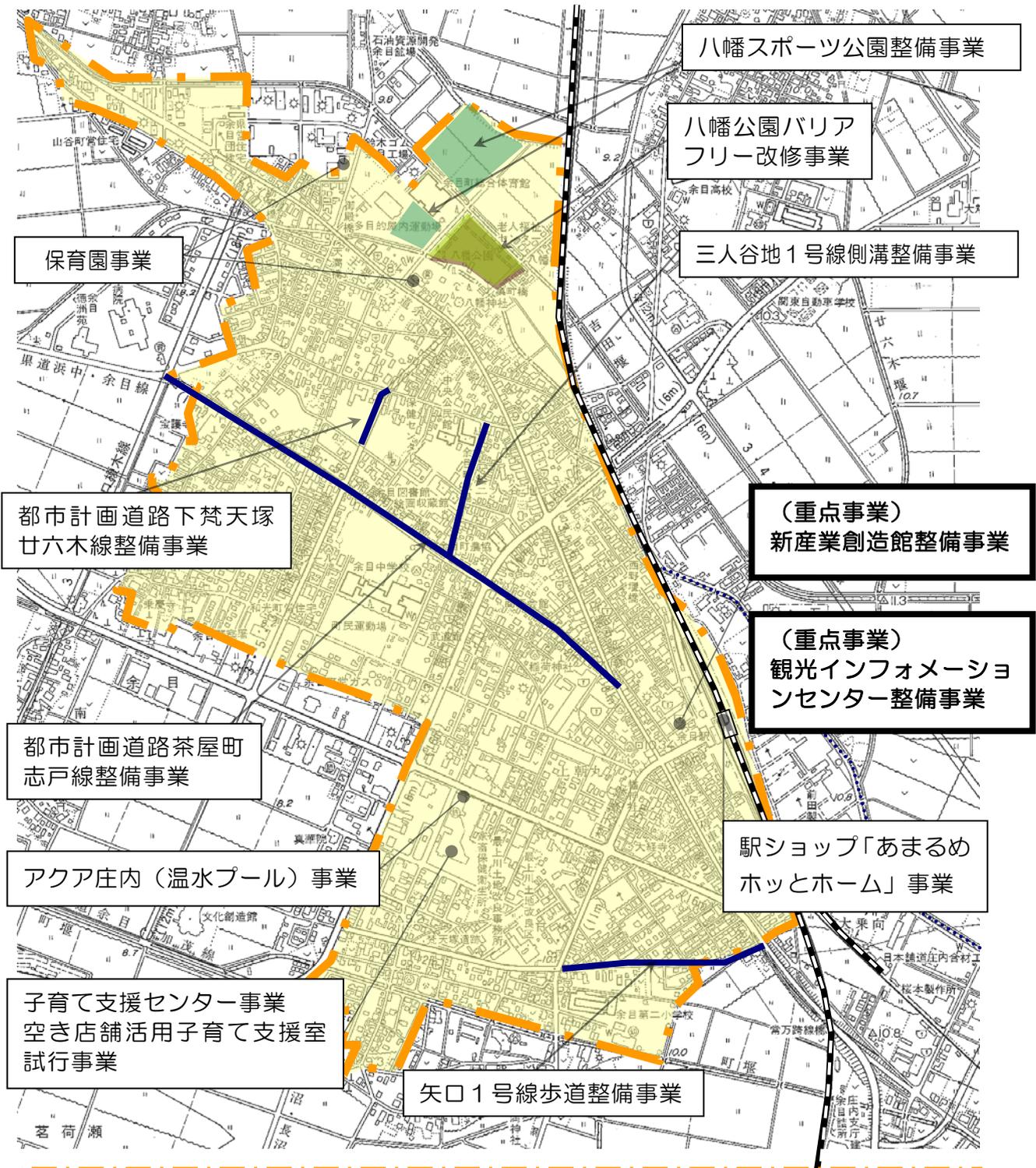
○ まちの特徴を活かしたまちづくり

事業名・内容等		実施主体	実施予定時期				
			H20	H21	H22	H23	H24
<p>特産品等新規商品開発事業 (重点事業再掲)</p> <p>(株)イグゼあまるめでは、平成17年度から特産品の米などを活かした新規商品開発に取り組んでいます。</p> <p>今後も継続して、特産品開発に取り組みます。</p>		(株)イグゼあまるめ	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」						
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの特徴を活かしたまちづくり 「あまるめ特産品づくり事業」						
TMO構想への位置付け	E X E II 米と花のまちづくり事業 「特産品開発販売事業」						
<p>駅ショップ「あまるめホットホーム」事業</p> <p>平成17年に余目駅舎内にアンテナショップとして開店。</p> <p>町のお土産品や特産品等を販売。また、特産品を使ったオリジナルの商品を開発し、販売しています。</p> <p>今後も継続して事業を実施します。</p>		(株)イグゼあまるめ	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(3)「地域資源を活かした観光交流機会の創出」						
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの特徴を活かしたまちづくり						
TMO構想への位置付け	E X E II 米と花のまちづくり事業 「特産品開発販売事業」						

第3章 実施計画の目標と計画事業

事業名・内容等	実施 主体	実施予定時期				
		H20	H21	H22	H23	H24
<p>観光イベント開催事業</p> <p>中心市街地でイベントを開催することにより、町内外からの誘客を図り、本町をPRしています。今後も継続して事業を実施します。</p> <p>6月 植木金魚まつり (余目ショッピングモール「アピア」駐車場)</p> <p>8月 夏宵まつり (余目駅前～茶屋町通り)</p> <p>10月 あまるめ秋まつり (総合体育館周辺)</p>	観光協会	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
町総合計画「基本計画」への位置付け	4章3(1)「観光交流事業の展開」					
基本計画への位置付け	7 商業等の活性化のための事業 まちの特徴を活かしたまちづくり 「観光イベント開催事業」					
TMO構想への位置付け	E X E III街なかにぎわいづくり事業					

<計画事業展開図>



中心市街地の区域 ➡ 町民、商業者、関係機関、行政等の協働により、市街地の整備改善のための事業、商業の活性化のための事業を総合的に展開

注) 実施箇所が特定されている事業についてのみ掲載しています。

4 事業の推進体制

(1) 各主体の役割

各主体が連携して事業を推進していくためには、前提として各主体が担う役割を明確にする必要があります。各主体の主な役割を下記のように整理します。

町 民	⇒	自治会活動への積極的な参加。中心市街地活性化事業への協力。関係機関への情報・意見の提供。
商業者・商店会	⇒	商業者の意識啓発に対する取り組み。魅力ある個店づくりへの取り組み。商業活性化・中心市街地活性化事業への主体的な参加。
民間事業者	⇒	中心市街地活性化につながる事業（賃貸住宅の整備、中心市街地の宅地開発等）の実施。事業実施にあたっての関係機関への情報提供。
商 工 会	⇒	商工会会員への経営支援、創業支援。商店街全体として取り組む事業の実施。商店会等が取り組む事業への支援。
(株)イグゼあまるめ	⇒	TMOとして中心市街地活性化事業の企画・立案。関係機関との連絡調整・トータルコーディネイト。公共施設等の管理運営。特産品開発・販売。
庄 内 町	⇒	都市計画事業や公共施設の整備。保健福祉サービス・町営バスの運行など公共性・公益性の高い事業の実施。関係機関が実施する中心市街地活性化事業への支援。

(2) 各主体の協働体制の確立

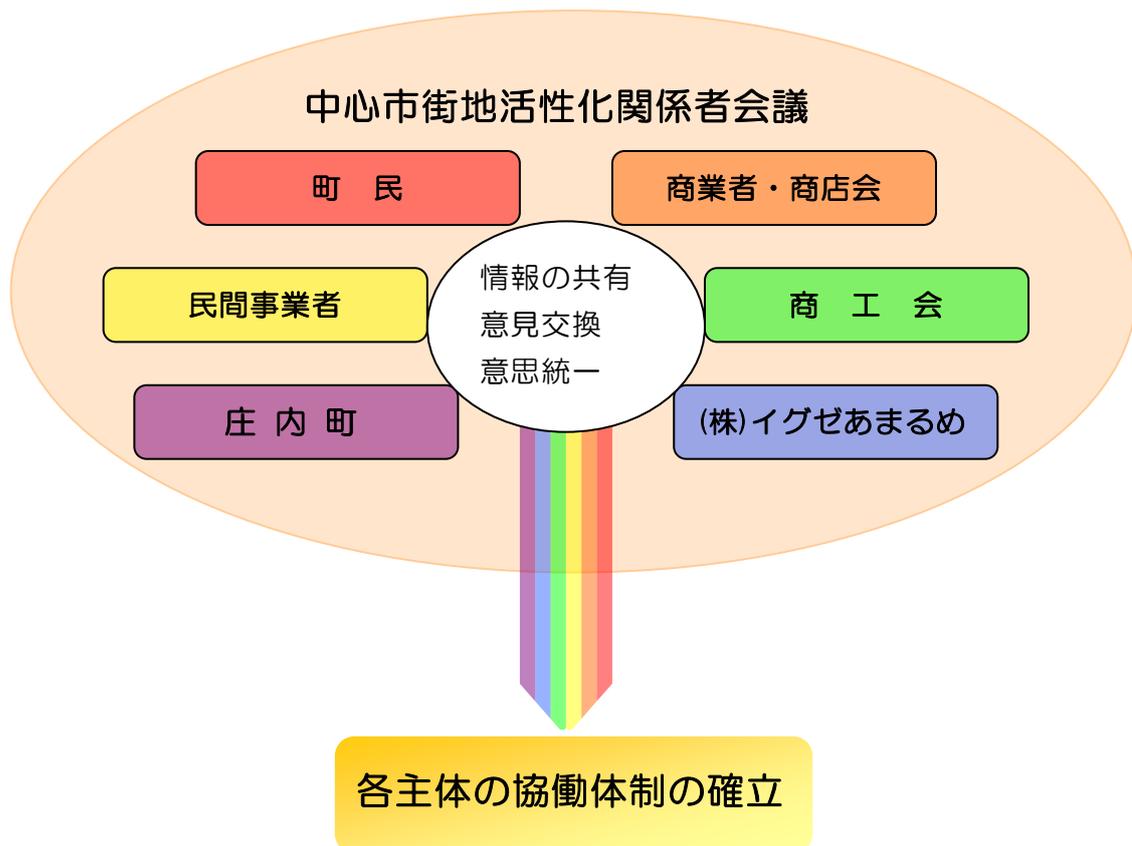
中心市街地活性化に係る事業は、様々な主体が実施しているため、関係機関が連携して事業を推進していく必要があります。

そこで、**中心市街地活性化関係者会議**を開催し、それぞれ各事業の進捗状況等の情報を交換しあい、各事業の情報を共有し、今後の事業についての協力・支援・協働体制を確認します。

また、中心市街地を取り巻く状況の変化に対応した計画事業の修正、追加についても中心市街地活性化関係者会議において関係者の意思統一を図ります。

この中心市街地活性化関係者会議は、実施計画の重点事業として毎年度実施します。

さらに、事業の計画や進捗状況については、町民への情報提供・説明に努め、町民と一体となった事業展開を目指します。

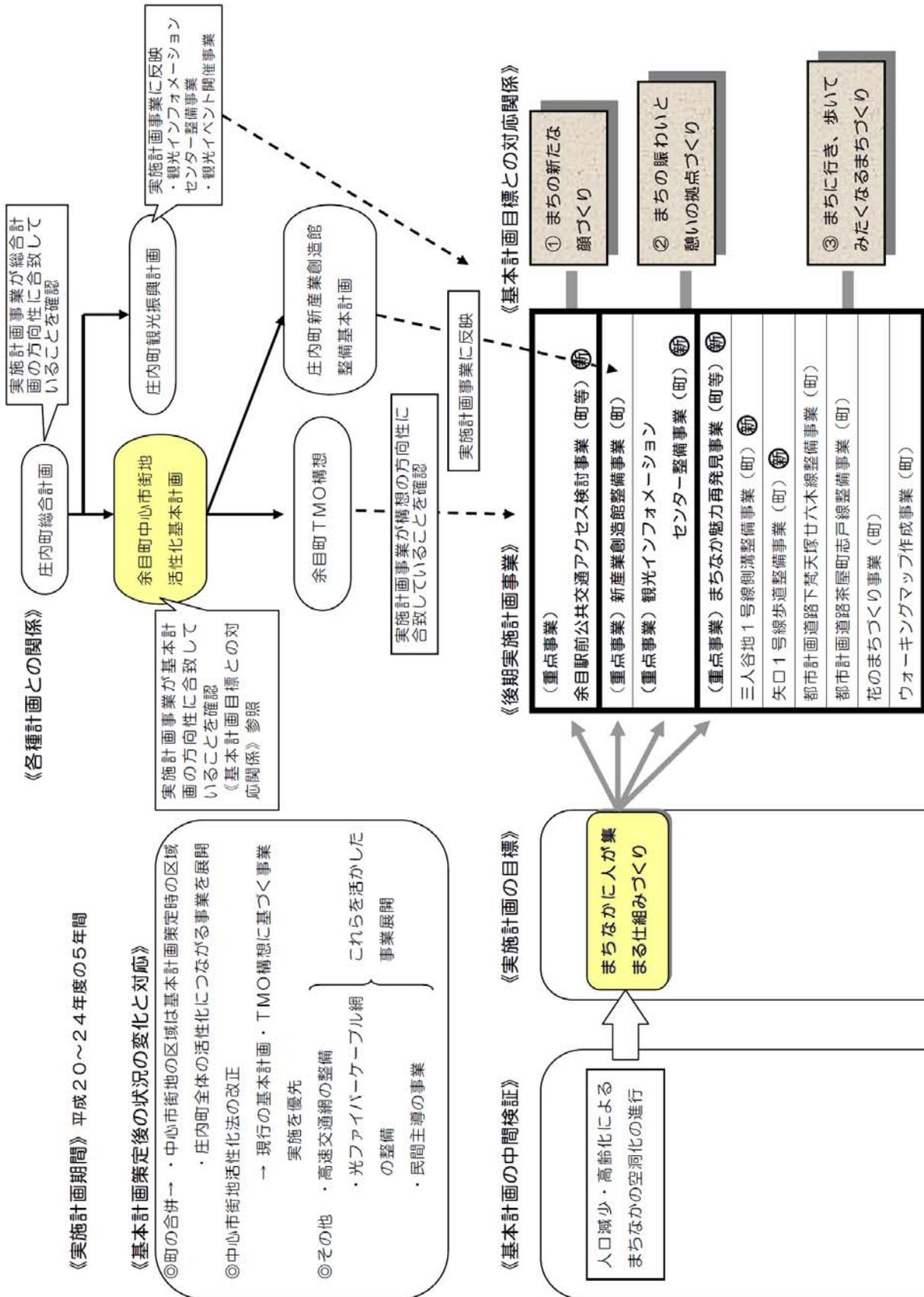


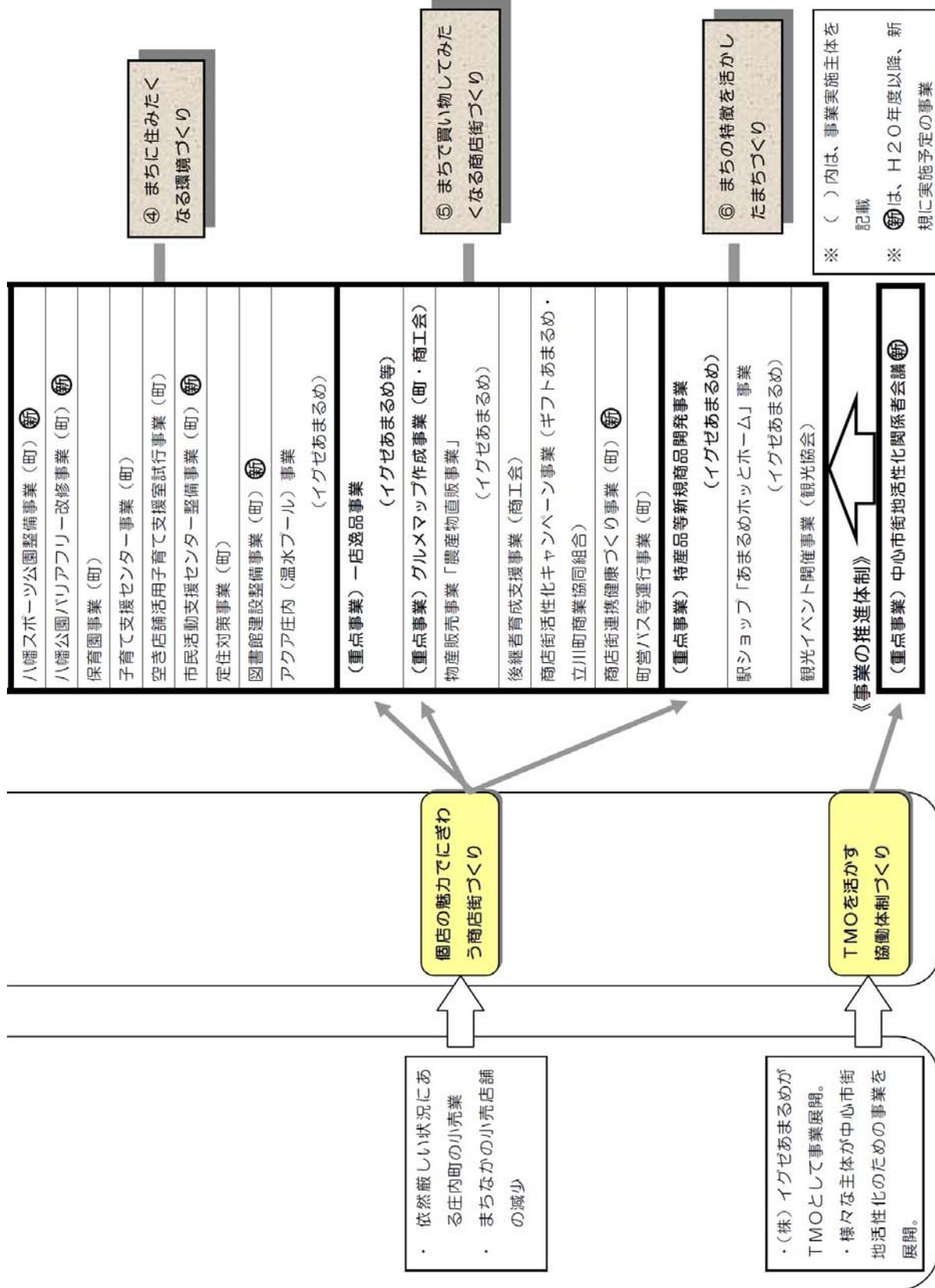
(3) 計画の見直し

中心市街地を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて事業の見直しを行います。

見直しにあたっては、町民の意見を十分に反映することと、中心市街地活性化関係者会議等での意思統一を図ることに留意します。

5 実施計画事業概要図





〔資料編〕

(1) 庄内町中心市街地活性化推進検討会設置要綱

(平成20年6月4日庄内町訓令第12号)

(設置)

第1条 余目町中心市街地活性化基本計画(平成15年3月策定。以下「基本計画」という。)の中間検証を行い、今後実施すべき事業の具体化を図るため、庄内町協議会等の設置等に関する要綱(平成18年庄内町訓令第5号)に基づき、庄内町中心市街地活性化推進検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(期間)

第2条 検討会の設置期間は、設置の日から平成21年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の中間検証
- (2) 今後実施すべき事業の検討
- (3) 事業実施のために必要な実施計画等の検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げるものをもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第7条 1号委員が会議に出席した場合は、予算の定めるところにより、費用弁償を支給するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 会長は、検討会の所掌事務に係る専門的な事項を調査研究させるため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる団体に属し中心市街地活性化に関連する事務を担当する者の中から会長が指名する者をもって組織し、検討会に出席することができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、商工観光課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体 名 等	人 数
1号委員	庄内町商工会	2
	株式会社イグゼあまるめ	2
	自治会	2
	商店会	2
	庄内町観光協会	1
	社団法人庄内中央青年会議所	1
	余目金融協会	1
	庄内町情報発信研究所キラリしょうない	1
	農業関係者	1
	文化芸術関係者	1
2号委員	庄内町商工会 事務局長	1
	庄内町 情報発信課長	1
	庄内町 建設課長	1
	庄内町 商工観光課長	1

(2) 庄内町中心市街地活性化推進検討会委員等名簿

【委員】

(敬称略)

	団体役職等	氏名	備考	
1号委員	庄内町商工会副会長	佐藤 一良	☆検討会会長	
	庄内町商工会青年部副部長	遠田 正規		
	株式会社イグゼあまるめ取締役 推進事業部長	川井 市夫		
	株式会社イグゼあまるめ取締役 開発事業部長	大瀧 国夫		
	庄内町自治会長会会長	大瀧 嘉瑞		
	余目駅前町内会会長	加藤 勇	☆検討会副会長	
	駅前商店会副会長	佐藤 敏雄		
	茶屋町商店会監事	佐藤 浩二		
	庄内町観光協会理事	佐藤 富美		
	社団法人庄内中央青年会議所社会開発委員会委員	松田 美佳		
	株式会社山形銀行余目支店長	小林 茂		
	14名	庄内町情報発信研究所キラリしょうない所長	菅原 聡	
		余目町農業協同組合生活部長	河村 清男	
		七宝作家・染色研究家	辻 紀子	
2号委員 4名	庄内町商工会 事務局長	澁谷 孝士		
	庄内町 情報発信課長	長南 和幸		
	庄内町 建設課長	阿彦 康信		
	庄内町 商工観光課長	阿部 金彦		

【アドバイザー】

役職名	氏名	備考
東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科准教授	温井 亨	

【ワーキンググループ】

団体	職名	氏名	備考
庄内町商工会	経営支援課長	田村 末吉	
	経営指導係長	齋藤 義徳	
株式会社イグゼあまるめ	統括管理マネージャー	山田 桂子	
庄内町情報発信課	主査兼企画係長	小林 裕之	
	地域振興係長	佐々木 平喜	
庄内町建設課	都市計画係長	佐藤 博文	
庄内町商工観光課	主査兼観光物産係長	清野 亮	
	商工観光課係長	原田 浩	事務局
	商工労働係長	工藤 康司	事務局
	主事	石塚 菜穂子	事務局

庄内町中心市街地活性化後期実施計画

平成21年1月

発行 庄内町

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地13-1

商工観光課

TEL:0234-42-0138 FAX:0234-42-2559

URL <http://www.town.shonai.lg.jp/>

E-mail shokokanko@town.shonai.lg.jp